

農林水産省



番号	制度名
農林水産省	
農水01	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却
農水02	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例
農水03	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例

＜令和2年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R1農水01)

(評価実施府省：農林水産省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却 (事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却)				
措置の内容	平成29年度時点	青色申告書を提出する法人で農業競争力強化支援法の認定事業再編事業者であるものが、その認定事業再編計画に係る実施期間内に、事業再編促進機械等の取得等をして、これをその法人の事業再編促進対象事業の用に供した場合には、その用に供した日以後5年以内の日を含む各事業年度において、その事業再編促進機械等の普通償却限度額の40%（建物及びその附属設備並びに構築物については、45%）相当額の割増償却ができる。			
	平成30年度税制改正以後	従前どおり			
	令和元年度税制改正以後	従前どおり			
政策目的	農業競争力強化支援法に基づき、農業生産関連事業者において事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化といった農業者の努力だけでは実現できない構造的な課題を解決するための施策を講ずることにより、農業の競争力の強化を図ること。				
評価対象税目	義務対象		努力義務対象		
	法人税	法人住民税	法人事業税		
関係条項	措法第46条の2、第68条の33				
要望内容	事業再編に係る取組を強化する観点から、本特別措置の対象業種に「農業資材（肥料・農薬・配合飼料・農業機械）の卸売・小売事業」を追加する。				
創設年度	H29	過去の政策評価の実績	H28農水（認定事業再編事業者を対象とする割増償却の特例）、H30農水01	区分	拡充

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況（効果）							
	適用件数 (法人税・件)			(参考)		減収額 (法人税・百万円)			(参考)		減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			(参考)		目標 「令和5年度までに農業資材価格を2.5%低減させる」				
				適用実態調査における適用件数（法人税・件）					適用実態調査における適用額の上位10社割合（法人税・%）					適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額（地方法人二税・地方法人特別税・百万円）						
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値 (%)	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度			
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H29	-	1	-	1	-	▲0.0	-	-	-	▲0.0	-	▲0.0	-	-	-	▲1.6%	不明	-		
H30	17	5	29.4%	-	▲97.5	▲15.7	16.1%	-	▲66.3	▲10.6	16.0%	-	-	不明	不明	不明	-			
R1	44	-	-	-	▲646.5	-	-	-	▲513.7	-	-	-	不明	▲0.2%	-	-	-			
R2	85	-	-	-	▲940.8	-	-	-	▲747.4	-	-	-	不明	▲0.2%	-	-	-			
R3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲0.2%	-	-	-			
R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲0.2%	-	-	-			
R5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲2.5%	▲0.2%	-	-	-			

## 点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（令和5年度までに農業資材価格を2.5%低減させる）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
【農林水産省の補足説明】
① 本特例は農業競争力強化支援法による認定事業再編計画に基づき機械装置等を取得した場合に、5年間の各年度における割増償却が可能となるものであることから、昨年度要望時の評価書と同様に、特例の適用が受けられる期間を目標達成期間（令和5年度）としました。（令和2年度はいずれの認定計画についても取組期間中であり、期間の途中での目標設定は難しい。）
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（平成29年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】
① 指摘を踏まえ、租特透明化法に基づき把握されている情報を活用します。なお、適用件数については、修正はありません。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（法人住民税及び法人事業税）について、「農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの活用見込み等をもとに推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】
① 別紙「将来の適用数及び減収額（令和元年度及び令和2年度の法人税）の算定根拠（計算に用いた数値の出典）について」のとおりです。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】
① 指摘を踏まえ、租特透明化法及び地方税法に基づき把握されている情報を活用し、評価書を修正します。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの活用見込み等をもとに推計」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値の出典）が明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】
① 別紙「将来の適用数及び減収額（令和元年度及び令和2年度の法人税）の算定根拠（計算に用いた数値の出典）について」のとおりです。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（令和5年度までに農業資材価格を2.5%低減させる）に対する過去の効果（平成30年度）が把握されていない。
② 達成目標（令和5年度までに農業資材価格を2.5%低減させる）に対する過去の効果について、過去の適用数5件（平成30年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、「農業競争力強化支援法が施行されてから、ほぼ月に1件のペースで認定が行われているため、本実績の値を以て、適用数が僅少とは言えない」との記載はあるものの、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。
③ 達成目標（令和5年度までに農業資材価格を2.5%低減させる）に対する過去の直接的な効果について、「これまでに本特例措置を活用した事業者からは、「本特例措置は設備投資直後の資金繰りの改善に役立った。」（100%）、「本特例措置が事業再編のインセンティブとなった。」（80%）との報告を受けており、本特例措置が農業生産関連事業者における設備投資の推進に大きく寄与している」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
【農林水産省の補足説明】
① 達成目標を農業資材価格の低減としており、その実績は農林水産省で毎年公表している「農業経営統計調査」により明らかとなります。（例年、対象年度の翌年度の10月に速報値公表）
② 平成29年度及び平成30年度については、運用開始初期であり、各事業者において制度の理解醸成や具体的な取組内容の検討に時間を要していたため、平成30年度の適用数は5件となっているものの、今後、事業者の理解も進み、平成30年度末までの事業再編計画の認定件数は9件あり、この計画期間中に認定件数1件に対して1から複数件の設備投資が予定されていることから、本措置の適用が進むものと考えています。（本旨を評価書に記載します。）

③ 本措置は、良質で低廉な農業資材の供給を目的とする農業競争力強化支援法に基づき、事業再編等の取組を支援するためのものです。本法を適切に運用し、農業の競争力を強化していくためには本措置のみでなく、他のあらゆる手段も講じて推進・支援をしていく必要があります。このため、他の要因の影響を除いた（本措置に特化した）本特例の直接的な効果の把握は困難です。

**【点検結果】**  
 ① 評価書に当初の指摘を踏まえた記載が見られず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。  
 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。  
 ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

題とする。

点検項目（1）、（6）及び（7）に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(7) 将来の効果

**【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】**  
 ① 達成目標（令和5年度までに農業資材価格を2.5%低減させる）に対する将来の効果が年度ごとに予測されていない。  
 ② 達成目標に対する将来の効果について、「令和元年度以降見込み（単年度）▲0.2%」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。  
 ③ 将来の適用数44件（令和元年度）及び85件（令和2年度）が過去の実績1件（平成29年度）及び5件（平成30年度）とかけ離れているにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標（令和5年度までに農業資材価格を2.5%低減させる）の実現に十分に寄与することが明らかにされていない。  
 ④ 達成目標（令和5年度までに農業資材価格を2.5%低減させる）に対する将来の効果について、「令和元年度についても、対象となる事業全体で約800億円の設備投資が見込まれているが、これにより事業者の生産能力が向上し、農業者への安定供給や資材費の低減に繋がるものと考えられる」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

**【農林水産省の補足説明】**  
 ① 平成29年度に1.6%低減したことに加え、令和5年度までの5年間に毎年0.2%（合計1.0%）資材費が低減すると見込んでいます。（本旨を評価書に記載します。）  
 ② 令和元年度以降5年度までの5年間で資材費が1.0%低減すると見込んでいます。（本旨を評価書に記載します。）  
 ③ 平成29年度及び平成30年度については、運用開始初期であり、各事業者において制度の理解醸成や具体的な取組内容の検討に時間を要していたが、今後は事業者の理解も進み、平成30年度末までの事業再編計画の認定件数は9件あり、この計画期間中に認定件数1件に対して1から複数件の設備投資が予定されており、今後、本措置の適用が進むものと考えています。（本旨を評価書に記載します。）  
 ④ 本措置は、良質で低廉な農業資材の供給を目的とする農業競争力強化支援法に基づき、事業再編等の取組を支援するためのものです。本法を適切に運用し、農業の競争力を強化していくためには本措置のみでなく、他のあらゆる手段も講じて推進・支援をしていく必要があります。このため、他の要因の影響を除いた（本措置に特化した）本特例の直接的な効果の予測は困難です。

**【点検結果】**  
 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。  
 ② 「令和元年度以降5年度までの5年間で資材費が1.0%低減すると見込んでいます」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。  
 ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。  
 ④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

将来の適用数及び減収額（令和元年度及び令和2年度の法人税）の算定根拠（計算に用いた数値の出典）について

（令和元年度減収額）

○建物、建物附属設備、構築物

1,883.8 百万円（取得額）×0.027（償却率）×16 件＝813.8 百万円  
 700 百万円（取得額）×0.033（償却率）×1 件＝23.1 百万円  
 145 百万円（取得額）×0.067（償却率）×8 件＝77.7 百万円  
 93.3 百万円（取得額）×0.1（償却率）×3 件＝28 百万円  
 46.7 百万円（取得額）×0.125（償却率）×3 件＝17.5 百万円

・上記の内訳

- ・耐用年数 38 年の建物・建物附属設備（工場建屋など 1 6 件）  
 6,000 百万円＋6,000 百万円＋100 百万円＋10 百万円＋300 百万円＋90 百万円＋150 百万円  
 ＋150 百万円＋4,080 百万円＋4,080 百万円＋4,080 百万円＋150 百万円＋150 百万円＋100  
 百万円＋50 百万円＋4,650 百万円＝30,140 百万円  
 30,140 百万円÷16 件＝1,883.8 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 31 年の建物・建物附属設備（製品貯蔵施設 1 件）  
 700 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 15 年の建物附属設備（電気設備など 8 件）  
 200 百万円＋200 百万円＋110 百万円＋60 百万円＋200 百万円＋200 百万円＋150 百万円＋  
 40 百万円＝1,160 百万円  
 1,160 百万円÷8 件＝145 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 10 年の構築物（薬品貯槽など 3 件）  
 100 百万円＋100 百万円＋80 百万円＝280 百万円  
 280 百万円÷3 件＝93.3 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 8 年の建物附属設備（災害報知設備など 3 件）  
 50 百万円＋50 百万円＋40 百万円＝140 百万円  
 140 百万円÷3 件＝46.7 百万円（1 件当たり取得額）

○機械装置

2,659.2 百万円（取得額）×0.1（償却率）×18 件＝4,786.6 百万円  
 1,862.5 百万円（取得額）×0.125（償却率）×4 件＝931.3 百万円

・上記の内訳

- ・耐用年数 10 年の機械装置（調理加工機械など 1 8 件）  
 4,000 百万円＋4,000 百万円＋1,000 百万円＋426 百万円＋270 百万円＋2,040 百万円＋2,040  
 百万円＋2,040 百万円＋5,100 百万円＋5,100 百万円＋5,100 百万円＋5,100 百万円＋5,100 百  
 万円＋5,100 百万円＋250 百万円＋900 百万円＋90 百万円＋210 百万円＝47,866 百万円  
 47,866 百万円÷18 件＝2,659.2 百万円（1 件当たり取得額）

- ・耐用年数 8 年の機械装置（農業用資材製造機械など 4 件）  
 3,500 百万円＋3,500 百万円＋400 百万円＋50 百万円＝7,450 百万円  
 7,450 百万円÷4 件＝1,862.5 百万円（1 件当たり取得額）

（令和2年度減収額）

○建物、建物附属設備、構築物

1,647 百万円（取得額）×0.027（償却率）×14 件＝622.6 百万円  
 236.5 百万円（取得額）×0.033（償却率）×4 件＝31.2 百万円  
 75 百万円（取得額）×0.038（償却率）×1 件＝2.9 百万円  
 100 百万円（取得額）×0.059（償却率）×2 件＝11.8 百万円  
 98 百万円（取得額）×0.067（償却率）×9 件＝59.1 百万円  
 100 百万円（取得額）×0.1（償却率）×2 件＝20 百万円  
 45 百万円（取得額）×0.125（償却率）×2 件＝11.3 百万円

・上記の内訳

- ・耐用年数 38 年の建物・建物附属設備（工場建屋など 1 4 件）  
 （製造事業者分）  
 6,000 百万円＋6,000 百万円＋100 百万円＋10 百万円＋300 百万円＋90 百万円＋150 百万円  
 ＋150 百万円＋150 百万円＋100 百万円＋228 百万円＋4,980 百万円＋4,650 百万円＝22,908  
 百万円  
 （卸売・小売事業者分）  
 150 百万円  
 （合計）  
 22,908 百万円＋150 百万円＝23,058 百万円  
 23,058 百万円÷14 件＝1,647 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 31 年の建物・建物附属設備（製品貯蔵施設など 4 件）  
 （製造事業者分）  
 700 百万円  
 （卸売・小売事業者分）  
 82 百万円＋82 百万円＋82 百万円＝246 百万円  
 （合計）  
 700 百万円＋246 百万円＝946 百万円  
 946 百万円÷4 件＝236.5 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 27 年の建物（配送倉庫 1 件）  
 75 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 17 年の建物（建屋など 2 件）  
 100 百万円＋100 百万円＝200 百万円  
 200 百万円÷2 件＝100 百万円（1 件当たり取得額）
- ・耐用年数 15 年の建物附属設備（電気設備など 9 件）

(製造事業者分)

200百万円+110百万円+200百万円+150百万円+22百万円=682百万円

(卸売・小売事業者分)

50百万円+50百万円+50百万円+50百万円=200百万円

(合計)

682百万円+200百万円=882百万円

882百万円÷9件=98百万円(1件当たり取得額)

- ・耐用年数10年の構築物(薬品貯槽など2件)

100百万円+100百万円=200百万円

200百万円÷2件=100百万円(1件当たり取得額)

- ・耐用年数8年の建物附属設備(災害報知設備など2件)

50百万円+40百万円=90百万円

90百万円÷2件=45百万円(1件当たり取得額)

○機械装置

20百万円(取得額)×0.084(償却率)×2件=3.4百万円

1,671.6百万円(取得額)×0.1(償却率)×10件=1,671.6百万円

1,275百万円(取得額)×0.125(償却率)×4件=637.5百万円

12.3百万円(取得額)×0.143(償却率)×3件=5.3百万円

・上記の内訳

- ・耐用年数12年の機械装置(荷役用機械など2件)

20百万円+20百万円=40百万円

40百万円÷2件=20百万円(1件当たり取得額)

- ・耐用年数10年の機械装置(調理加工機械など10件)

4,000百万円+4,000百万円+1,000百万円+426百万円+270百万円+250百万円+900百万円+90百万円+210百万円+5,570百万円=16,716百万円

16,716百万円÷10件=1,671.6百万円(1件当たり取得額)

- ・耐用年数8年の機械装置(農業用資材製造機械など4件)

3,800百万円+500百万円+400百万円+400百万円=5,100百万円

5,100百万円÷4件=1,275百万円(1件当たり取得額)

- ・耐用年数7年の機械装置(農業用資材製造機械など3件)

(製造事業者分)

2百万円

(卸売・小売事業者分)

30百万円+5百万円=35百万円

(合計)

2百万円+35百万円=37百万円

37百万円÷3件=12.3百万円(1件当たり取得額)

※1 対象設備及び取得額は、当該税制の活用を検討している事業者からの事前相談やヒアリング等による聞き取り。

※2 令和2年度については、拡充要望の対象となる「農業資材の卸売・小売事業者」分を含む。

※3 いずれについても、償却方法は定額法にて試算。

償却率は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第8による。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税：義) (国税1) (法人住民税、法人事業税：義 (自動連動)) (地方税)
		②: 上記以外の税目 (所得税：外) (地方税)
3	要望区分等の別	【新設 <b>拡充</b> ・延長】 <b>単独</b> ・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 農業競争力強化支援法の認定を受けた事業再編計画に記載された事業再編促進設備等を構成する機械装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした場合、当該資産について5年間40% (建物及びその附属設備並びに構築物は45%) を割増償却
		《要望の内容》 事業再編に係る取組を強化する観点から、本特例措置の対象業種に「農業資材 (肥料・農薬・配合飼料・農業機械) の卸売・小売事業」を追加する。
		《関係条項》 所得税 租税特別措置法第13条の2 法人税 租税特別措置法第46の2、第68条の33
5	担当部局	農林水産省生産局技術普及課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和元年8月 分析対象期間：平成29年度～令和2年度
7	創設年度及び改正経緯	平成29年度創設 平成31年度延長
8	適用又は延長期間	平成31年4月1日から令和3年3月31日まで
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国農業を将来にわたって持続的に発展させるため、農業構造改革を推進する一方で、農業の更なる成長を目指すためには、農業者に良質で低廉な農業資材が供給されることや、農産物の品質等が適切に評価された上で効率的に流通・加工が行われること等、農業者の努力では解決できない構造的な問題に対処することが必要不可欠である。 このため、平成28年11月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、国の責務や国が講ずべき施策等を明確化し、良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通等の合理化の実現を図ることによって、農業の競争力の強化の取組を支援していくため、国が農業資材事業及び農産物流通等事業について、規制や規格の見直しをはじめとする事業環境の整備、適正な競争の下で高い生産性を確保するための事業再編又は事業参入の促進、さらには、農業資材の調達先や農産物の出荷先を比較して

	<p>選択する際の価格等の情報を入手し易くする措置等を講ずることとし、これらを内容とする「農業競争力強化支援法」が、平成29年5月19日に可決・成立し、同年8月1日より施行された。</p> <p>本法律に基づき、農業生産関連事業者において事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化といった農業者の努力だけでは実現できない構造的な課題を解決するための施策を講ずることにより、農業の競争力の強化を図る。</p> <p>農業資材の卸・小売事業者は、農業者に適時に資材を安定供給する役割を担っているが、この他にも農業資材の価格や品質、使いに関する助言、農畜産物の生産に関する技術指導や経営支援等のきめ細やかなサービスを行っており、農業者にとって必要不可欠な存在であるが、現状は小規模な事業者が大多数 (約9割を中小零細企業が占める) であり、流通が多段階で高コストな構造となっていることに加え、経営者の高齢化や担い手の集約による顧客の減少等により、事業再編の必要性が強まっている状況にある。</p> <p>また、農業競争力強化支援法に基づく海外調査において、海外では農業資材の流通がシンプルな構造となっている。</p> <p>こうした中で、将来にわたり農業者に良質かつ低廉な農業資材を安定的に供給していくためには、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 多段階構造の改善により、中間マージンを削減</li> <li>② 効率的な物流拠点の整備により、流通の合理化を図り、流通コストを削減</li> <li>③ 中小の卸・小売事業者の合併等を促進することにより、事業規模の大型化を図り、スケールメリットによる製造事業者との価格交渉力を強化</li> <li>④ パレット流通やバラ流通等に対応するための設備投資を促すことにより、生産性の向上を図る</li> </ol> <p>等の農業資材の卸・小売事業者の再編を後押しする必要がある。</p> <p>なお、農業競争力強化支援法においては附則第2条において、「施行後おおむね2年以内に施策の在り方について検討を行うこと」とされており、また、成長戦略 (2019年) のフォローアップ (令和元年6月21日閣議決定) においても、「農業生産資材の価格引下げを目指し、農業競争力強化支援法の対象業種を2019年度に見直し、生産資材業界の再編などの取組を強化する。」とされている。</p> <p>《政策目的の根拠》 「農業競争力強化支援法」 (抄) (平成29年法律第35号)</p> <p>第1条 この法律は、我が国の農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、経済社会情勢の変化に対応してその構造改革を推進することと併せて、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要であることに鑑み、これらに関し、国の責務及び国が講ずべき施策等を定め、当該施策の一環として事業再編又は事業参入を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>
--	---

	<p>第16条 (略)</p> <p>2 政府はおおむね5年ごとに、前2節に定める施策を含め、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策の在り方について、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>附則 第2条 (略)</p> <p>2 第16条第2項の規定による最初の検討は、この法律の施行の日からおおむね2年以内に行うものとする。</p> <p>「成長戦略(2019年)成長戦略フォローアップ」 (令和元年6月21日閣議決定)</p> <p>Ⅲ 人口減少下での地方施策の強化</p> <p>7 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>イ) 農業改革の加速</p> <p>②バリューチェーンにおける改革の推進</p> <p>ア) 流通・加工等の改革</p> <p>・農業生産資材の価格引下げを目指し、農業競争力強化支援法の対象業種を2019年度に見直し、生産資材業界の再編などの取組を強化する。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2019」 (令和元年6月21日閣議決定)</p> <p>第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり</p> <p>3 地方創生の推進</p> <p>(2) 地域産業の活性化</p> <p>② 農林水産業の活性化</p> <p>農業者の所得向上を図るため、農業者が自由に経営展開できる環境の整備と自らの努力では解決できない構造的な問題を解決していく。</p>
<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>1 食料の安定供給の確保</p> <p>2 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》</p> <p>1-③ 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓</p> <p>2-⑨ 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革</p>

	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>農業競争力強化支援法に基づく良質かつ低廉な農業資材の供給等を図るため、農業資材の卸売・小売業者の設備投資や事業再編による供給体制の合理化を進めることにより、令和5年度までに農業資材価格を2.5%低減させる。</p> <p>(目標の算定基準)</p> <p>平成28年度産米における10a当たりの資材費18,719円 (農業経営統計調査 平成28年度産米生産費の肥料費9,313円+農業薬剤費7,464円+その他諸材料費1,942円=18,719円)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>農業資材にかかる経営の合理化が図られることにより、生産量の増加、収益力の向上、製造コストの低減等へとつながり、それが資材価格へと反映され、資材費の低減が期待される。また、これにより、農業者のコスト負担が減少するため、経営の安定に寄与する。</p> <p>なお、農業競争力強化支援法の施行が平成29年8月1日であり、同法の認定計画のうち終了した計画は現時点ではない。</p>
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p>	<p>《本措置を利用した適用数》 (適用数)</p> <p>平成29年度 1件 平成30年度 5件</p> <p>※ 平成29年度については、農業競争力強化支援法が施行(平成29年8月)されてから平成30年3月31日(8ヶ月間)までに適用を受けた件数。</p> <p>《今後の適用見込み》</p> <p>令和元年度 44件 令和2年度 85件 うち拡充分 11件</p> <p>※ 農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの活用見込み等をもとに推計。</p> <p>※ 別添1参照</p> <p>農業競争力強化支援法が施行されてから、ほぼ月に1件のペースで認定が行われているため、本実績の値を以て、適用数が僅少とは言えない。</p> <p>なお、平成30年度末までの計画認定は9件あり、この計画期間中に当該税制を活用することとなっている。(これら計画に認定件数1件に対して1から複数件の適用が予定されているため、今後、計画に沿って活用が進むものと見込まれる。)</p>

②: 適用額	<p>《適用額》                  平成 29 年度 4.1 万円                  平成 30 年度 67.5 百万円                  ※ 平成 29 年度については、農業競争力強化支援法が施行（平成 29 年 8 月）されてから平成 30 年 3 月 31 日（8 ヶ月間）までに適用を受けた額。</p> <p>《今後の見込み》                  令和元年度 2,786.7 百万円                  令和 2 年度 4,055.3 百万円 うち拡充分 21.5 百万円                  ※ 農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの活用見込み等をもとに推計。</p> <p>※ 別添 1 参照</p> <p>本特例措置は、農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた事業者を対象としており、特定の者に偏った利用とはなっていないものと判断される。</p>
③: 減収額	<p>《減収額》                  平成 29 年度 1.5 万円                  平成 30 年度 26.3 百万円                  ※ 平成 29 年度については、農業競争力強化支援法が施行（平成 29 年 8 月）されてから平成 30 年 3 月 31 日（8 ヶ月間）までに適用を受けたものの減収額。</p> <p>《今後の見込み》                  令和元年度 1,160.2 百万円                  令和 2 年度 1,688.2 百万円 うち拡充分 9 百万円                  ※ 農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの活用見込み等をもとに推計。</p> <p>※ 別添 1 参照</p>
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》                  農業競争力強化支援法の施行は平成 29 年 8 月 1 日であるが、平成 29 年度には 5 件、平成 30 年度には 11 件の事業再編計画の認定が行われ、新たな設備投資や事業再編が進められているところであり、事業者の経営体質の強化に効果を上げている。                  なお、各年産にかかる米の資材費（生産費）は例年 10 月頃明らかとなる予定。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》                  前回（昨年度税制改正）からの目標として「平成 28 年産米における 10a 当たりの資材費を令和 5 年度までに 2.5%低減する。」こととしており、平成 29 年度の実績としては 1.6%の低減となっている（※ 1）。</p>

	<p>また、令和元年度についても、対象となる事業全体で約 800 億円                  の設備投資が見込まれているが、これにより事業者の生産能力が                  向上し、農業者への安定供給や資材費の低減に繋がるものと考え                  られる（※ 2）。</p> <p>さらに、農業競争力強化支援法の施行は平成 29 年 8 月 1 日                  であり、同法の認定計画のうち終了した計画は現時点ではないが、                  これまでに本特例措置を活用した事業者からは、「本特例措置は                  設備投資直後の資金繰りの改善に役だった。」（100%）、「本特                  例措置が事業再編のインセンティブとなった。」（80%）との報                  告を受けており、本特例措置が農業生産関連事業者における設備                  投資の推進に大きく寄与している。（※ 3）。</p> <p>※ 1 平成 29 年度の資材費低減実績                  平成 29 年度実績（単年度）▲1.6%                  農業経営統計調査の平成 29 年産米生産費の肥料費 8,872                  円+農業薬剤費 7,639 円+その他諸材料費 1,904 円＝                  18,415 円                  (18,415 円÷18,719 円)-1=▲1.6%（増減率）</p> <p>※ 2 令和元年度以降の資材費低減見込み                  新たな設備投資や事業再編により、事業者における農業資                  材の供給体制の合理化が進み、以下の効果を見込む。                  令和元年度以降見込み（単年度）▲0.2%                  令和 5 年度までに ▲0.2%×5 年間＝▲1.0%                  上記平成 29 年度実績と併せて ▲2.5%とする。</p> <p>農業経営統計調査の平成 28 年産米生産費の肥料費                  +農業薬剤費+その他諸材料費＝18,719 円                  18,719 円×0.2%＝37 円（低減額）</p> <p>* 農業競争力強化支援法により設備投資や業界再編を進                  め、農業資材の供給体制の合理化を図ることにより、令和                  5 年度までに資材費を 2.5%低減（平成 25 年度資材費                  18,875 円/10a（農業経営統計調査の平成 25 年産米生産費                  の肥料費 9,500 円/10a+農業薬剤費 7,555 円/10a+その他                  諸材料費 1,820 円/10a）→平成 28 年度資材費 18,719 円                  /10a（低減率▲0.8%）。本割合での概ね 2 倍の低減（▲                  0.8%×5/3×2＝▲2.5%）を目指す。）させる。</p> <p>※ 3 本特例措置の事業再編等への取組に対する寄与状況                  「本特例措置は設備投資直後の資金繰りの改善に役だった。」                  100%                  「本特例措置が事業再編のインセンティブとなった。」 80%                  「本特例措置の活用により、事業目標の達成が見込めるようになった。」                  60%                  （※活用事業者からの「課税の特例に関する報告」による。）</p> <p>本特例措置は、農業競争力強化支援法による認定事業再編計画                  に基づく取組が対象となっており、上記のとおり、設備投資や事</p>
--	--

	<p>業再編のインセンティブとなるものであることから本特例措置について、事業再編に係る取組を強化する観点から対象業種に「農業資材の卸売・小売事業」を追加し、農業者の努力だけでは解決できない農業資材価格の引き下げ等という構造的な課題に対し支援し、農業競争力の強化の加速を図ることが重要である。</p> <p>平成 29 年度及び平成 30 年度については、運用開始初期であり、各事業者において制度の理解醸成や具体的な取組内容の検討に時間を要していたが、今後については、事業者の理解醸成も進み、各業界からの問い合わせも増えてきている状況であることから、本特例の活用が進むことにより資材価格の低減が進むものと考えられる。</p> <p>仮に本特例措置が拡充されない場合、経営環境の厳しい農業資材の販売業者が多い中で、設備投資や事業再編の意欲が減退し、良質で低廉な農業資材の供給等が阻害され、農業の競争力強化に支障をきたすこととなる。</p>
⑤: 税収減を是認する理由等	<p>これまで（平成 29～30 年度）に農業競争力強化支援法の計画申請があったものの半数以上で本特例措置が活用されることとなり、設備投資のための有効な措置として機能している。</p> <p>また、本特例措置の適用件数（減収額）に対する経済波及効果を試算したところ、以下のとおりとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果があると考えられる。</p> <p>&lt;経済波及効果の試算&gt;</p> <p>平成 29 年度については、6.3 百万円（設備の取得価額）を設備投資額とし、その 8 割（寄与率）の 5 百万円を投資額とした上で、産業連関表を使用して経済波及効果を算出した。（平成 30 年度以降についても、同様に算出。）</p> <p>平成 29 年度（実績）  減収額 1.5 万円  投資額 5 百万円  経済波及効果 9 百万円</p> <p>平成 30 年度（実績）  減収額 26.3 百万円  投資額 1,664 百万円  経済波及効果 3,030 百万円</p> <p>令和元年度（見込み）  減収額 1,160.2 百万円  投資額 71,856 百万円  経済波及効果 133,799 百万円</p> <p>令和 2 年度（見込み）  減収額 1,688.2 百万円  投資額 109,733 百万円  経済波及効果 205,243 百万円</p> <p>※ 経済波及効果の算出には、「平成 23 年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行列係数（100 部門）を使用。</p>

		<p>※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添 2 参照。</p> <p>※ 寄与度について、本特例措置の適用を受けた事業者及び活用を計画している認定事業者に聞き取りを行ったところ、税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果として約 8 割の企業が投資判断を後押ししたとの回答があったため、寄与率を 8 割と仮定して効果を算出した。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置については、農業生産関連事業者が事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給等を実現できるようにしていくために、事業再編計画を主務大臣が認定した場合に限り、適用することとしている。</p> <p>農業資材等の業界における企業経営をみると、一般的に利益率が低く資金繰りが厳しい状況であるとともに、国内需要が頭打ちで、今後大幅に売上を拡大できる見込みがないといった事情から、設備投資に踏み切れず設備の老朽化が進み、結果として事業再編が進まない状況にある。</p> <p>こうした業界の事業再編を進めていく上では、特に資金面での対応が重要であることから、設備投資の際のキャッシュフローの改善に寄与する本措置のような税制措置が政策手段として妥当である。</p> <p>また、農業関連事業には、多くの生産資材や農産品目があるが、これらに関連する各事業者の資金状況や需給の状況などにより設備投資は左右される。このため、対象者、対象設備が限定される補助金や財投融資ではなく、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当である。</p>
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本特例措置と同一の目的及び対象要件で交付される補助金等の予算上の措置及び財投による融資制度等は存在しない。</p>
		<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>農業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、農業者への良質で低廉な農業資材の供給等に繋がる農業生産関連事業者の事業再編を支援することは、農業の競争力の強化に繋がるものであり、地域経済の活性化に貢献するため。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年 8 月（農水 01）

## 別添1

## ○減税見込額積算資料

## 1. 減税見込額等の積算

## (1) 適用実績

農業競争力強化支援法の施行が平成29年8月1日のため、28年度までは実績なし。

(平成29年度実績)

- ① 対象者数：94,176 (事業再編対象事業者数)
- ② 適用件数：1 (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告)
- ③ 適用額：4.1万円 (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告)
- ④ 減収額：1.5万円 (「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告」にある適用額から、法人税減収額を算出。地方税は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告」)

○法人税減収額

4.1万円 (適用額) × 23.4% (税率) = 1万円

○事業税 3千円

○市町村民税 1千円

○地方法人特別税 1千円

(平成30年度実績)

- ① 対象者数：94,176 (事業再編対象事業者数)
- ② 適用件数：5 (事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告)
- ③ 適用額：67.5百万円 (事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告)
- ④ 減収額：26.3百万円 (法人税減収額は、事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告。法人住民税及び法人事業税は下記の算出のとおり。)

○法人住民税

15.7百万円 (法人税減収額) × 12.9% (税率) = 2百万円

○法人事業税

67.5百万円 (割増償却による所得減収額) × 3.8% (税率) = 2.6百万円 (所得割減収額)

2.6百万円 × 219.9% (地方法人特別税税率) = 5.6百万円 (地方法人特別税減収額)

67.5百万円 × 0.61% (付加価値割税率) = 0.4百万円 (付加価値割減収額)

合計 8.6百万円

※法人税減収額及び割増償却による所得減収額については、事業者からの実績報告による。

(2) 適用見込み

(令和元年度推計)

- ① 対象者数：94,172 (事業再編対象事業者数)
- ② 適用件数：元年度新規分 39 (認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等 (導入設備や投資額) による聞き取り結果)  
30年度からの継続分 4 (事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告)

- 29年度からの継続分 1 (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告)
- ③ 適用額：2,786.7百万円 (平成29年度分は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告、平成30年度分は事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告、令和元年度分については認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等 (導入設備や投資額) による聞き取り結果からの推計)
- ④ 減収額：1,160.2百万円

a 元年度新規分に係る普通償却限度額

建物、建物附属設備、構築物

1,883.8百万円 (取得額) × 0.027 (償却率) × 16件 = 813.8百万円

700百万円 (取得額) × 0.033 (償却率) × 1件 = 23.1百万円

145百万円 (取得額) × 0.067 (償却率) × 8件 = 77.7百万円

93.3百万円 (取得額) × 0.1 (償却率) × 3件 = 28百万円

46.7百万円 (取得額) × 0.125 (償却率) × 3件 = 17.5百万円

合計 = 960.1百万円

機械装置

2,659.2百万円 (取得額) × 0.1 (償却率) × 18件 = 4,786.6百万円

1,862.5百万円 (取得額) × 0.125 (償却率) × 4件 = 931.3百万円

合計 = 5,717.9百万円

b 減収額

元年度新規分

960.1百万円 (普通償却額) × 45% (割増償却率) × 23.2% = 100.2百万円…A

5,717.9百万円 (普通償却額) × 40% (割増償却率) × 23.2% = 530.6百万円…B

30年度からの継続分 = 15.7百万円…C

29年度からの継続分 = 1万円…D

A+B+C+D = 646.5百万円 (法人税減収額)

○法人住民税

646.5百万円 (法人税減収額) × 7% (税率) = 45.3百万円

○法人事業税

2,786.7百万円 (割増償却による所得減収額) × 5.6% (税率) = 156.1百万円 (所得割減収額)

156.1百万円 × 189.4% (地方法人特別税税率) = 295.6百万円 (地方法人特別税減収額)

2,786.7百万円 × 0.6% (付加価値割税率) = 16.7百万円 (付加価値割減収額)

合計 468.4百万円

※割増償却による所得減収額については、平成29年度から令和元年度までの合計

(令和2年度推計)

- ① 対象者数：101,303 (事業再編対象事業者数)
- ② 適用件数：2年度新規分 41 (認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等 (導入設備や投資額) による聞き取り結果)  
元年度からの継続分 39 (認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等 (導入設備や投資額) による聞き取り結果)

30 年度からの継続分 4 (事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告)  
29 年度からの継続分 1 (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告)

- ③ 適用額 : 4,055.3 百万円 (平成 29 年度分は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告、平成 30 年度分は事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告、令和元年度及び令和 2 年度分については認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等 (導入設備や投資額) による聞き取り結果からの推計)
- ④ 減収額 : 1,688.2 百万円

a 2 年度新規分に係る普通償却限度額

建物、建物附属設備、構築物

- 1,647 百万円 (取得額) × 0.027 (償却率) × 14 件 = 622.6 百万円
- 236.5 百万円 (取得額) × 0.033 (償却率) × 4 件 = 31.2 百万円
- 75 百万円 (取得額) × 0.038 (償却率) × 1 件 = 2.9 百万円
- 100 百万円 (取得額) × 0.059 (償却率) × 2 件 = 11.8 百万円
- 98 百万円 (取得額) × 0.067 (償却率) × 9 件 = 59.1 百万円
- 100 百万円 (取得額) × 0.1 (償却率) × 2 件 = 20 百万円
- 45 百万円 (取得額) × 0.125 (償却率) × 2 件 = 11.3 百万円
- 合計 = 758.9 百万円

機械装置

- 20 百万円 (取得額) × 0.084 (償却率) × 2 件 = 3.4 百万円
- 1,671.6 百万円 (取得額) × 0.1 (償却率) × 10 件 = 1,671.6 百万円
- 1,275 百万円 (取得額) × 0.125 (償却率) × 4 件 = 637.5 百万円
- 12.3 百万円 (取得額) × 0.143 (償却率) × 3 件 = 5.3 百万円
- 合計 = 2,317.8 百万円

b 減収額

2 年度新規分

- 758.9 百万円 (普通償却額) × 45% (割増償却率) × 23.2% = 79.2 百万円…A
- 2,317.8 百万円 (普通償却額) × 40% (割増償却率) × 23.2% = 215.1 百万円…B
- 元年度からの継続分 = 630.8 百万円…C
- 30 年度からの継続分 = 15.7 百万円…D
- 29 年度からの継続分 = 1 万円…E

A+B+C+D+E=940.8 百万円

○法人住民税

940.8 百万円 (法人税減収額) × 7% (税率) = 65.9 百万円

○法人事業税

- 4,055.3 百万円 (割増償却による所得減収額) × 5.6% (税率) = 227.1 百万円 (所得割減収額)
- 227.1 百万円 × 189.4% (地方法人特別税率) = 430.1 百万円 (地方法人特別税減収額)
- 4,055.3 百万円 × 0.6% (付加価値割税率) = 24.3 百万円 (付加価値割減収額)
- 合計 681.5 百万円

※割増償却による所得減収額については、平成 29 年度から令和 2 年度までの合計

※うち拡充にかかる分

- ① 対象者数 : 7,131 (事業再編対象事業者数)
- ② 適用件数 : 11 (対象事業者とのヒアリング等 (導入設備や投資額) による聞き取り結果)
- ③ 適用額 : 21.5 百万円 (対象事業者とのヒアリング等 (導入設備や投資額) による聞き取り結果からの推計)
- ④ 減収額 : 9 百万円

a 2 年度拡充分に係る普通償却限度額

建物、建物附属設備、構築物

- 150 百万円 (取得額) × 0.027 (償却率) × 1 件 = 4.1 百万円
- 82 百万円 (取得額) × 0.033 (償却率) × 3 件 = 8.1 百万円
- 75 百万円 (取得額) × 0.038 (償却率) × 1 件 = 2.9 百万円
- 100 百万円 (取得額) × 0.059 (償却率) × 2 件 = 11.8 百万円
- 50 百万円 (取得額) × 0.067 (償却率) × 4 件 = 13.4 百万円
- 合計 = 40.3 百万円

機械装置

- 20 百万円 (取得額) × 0.084 (償却率) × 2 件 = 3.4 百万円
- 17.5 百万円 (取得額) × 0.143 (償却率) × 2 件 = 5 百万円
- 合計 = 8.4 百万円

b 減収額

2 年度拡充分

- 40.3 百万円 (普通償却額) × 45% (割増償却率) × 23.2% = 4.2 百万円…A
- 8.4 百万円 (普通償却額) × 40% (割増償却率) × 23.2% = 0.8 百万円…B

A+B=5 百万円

○法人住民税

5 百万円 (法人税減収額) × 7% (税率) = 0.4 百万円

○法人事業税

- 21.5 百万円 (割増償却による所得減収額) × 5.6% (税率) = 1.2 百万円 (所得割減収額)
- 1.2 百万円 × 189.4% (地方法人特別税率) = 2.3 百万円 (地方法人特別税減収額)
- 21.5 百万円 × 0.6% (付加価値割税率) = 0.1 百万円 (付加価値割減収額)
- 合計 3.6 百万円

※償却率は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第 8 による。

※適用件数について、1 件の工場で複数 (建屋や附属設備等) の割増償却が活用された (される) 場合などは一式 (1 件) として整理。

## 2. 適用実績及び適用見込み

	29年度 実績	30年度 実績	元年度 見込み	2年度 見込み	左のうち 拡充分
適用件数（件）	1	5	44	85	11
適用額（百万円）	0.041	67.5	2,786.7	4,055.3	21.5
減収額合計（百万円）	0.015	26.3	1,160.2	1,688.2	9

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位：百万円

	①投入部門 （金額）	②投入部門 （金額）	③投入部門 （金額）
29年度	生活関連産業用機械 (5)	その他の機械 (0)	建築・建設補修 (0)
30年度	生活関連産業用機械 (5)	その他の機械 (1,544)	建築・建設補修 (115)
元年度	生活関連産業用機械 (8,925)	その他の機械 (36,880)	建築・建設補修 (26,051)
2年度	生活関連産業用機械 (17,845)	その他の機械 (45,476)	建築・建設補修 (46,412)



点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 新たな達成目標（担い手が利用する農地面積を1年間で14.9万ha、最終年度（2年間）で29.8万haを増加させることを目指す）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（本措置を活用し、認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを引き続き目指す）では、政策目的（経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者に対し、本特例を措置することにより、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保を図る）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>①・② 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（官邸「農林水産業・地域の活力創造本部」平成30年11月27日改訂）においては、「多様な担い手の育成・確保を図り、経営感覚豊かな農業経営体が大宗を占める強い農業を実現する」ための各種施策に対する具体的な数値目標として「2023年までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を掲げている。</p> <p>農業経営基盤強化準備金制度の直接的な目的は、担い手である認定農業者等による交付金の積立、農用地等への計画的な投資を促すことにあるが、その結果、農用地取得が進めば直接、担い手への農地集積・集約に資するほか、機械等の取得が進めば生産性が向上し更なる農地の引受けが可能となることで担い手への農地集積・集約に資する。このため、「担い手の農地利用が全農地の8割」の実現に必要な面積のうち、本制度の実施期間である2年間で29.8万ha増加を本制度の目標として追加したものの。</p> <p>また、税制当局に対しては、前回要望時（平成30年度税制改正要望）にも本制度の政策達成目標として当該目標（担い手が利用する農地面積割合80%）を設定していることから、今回、本評価にも当該目標を追加することで両者の整合性を定るとしたところ。</p> <p>なお、「新たな農業経営指標」に基づく自己チェックについては、簡易な方式を採用していたことからその効果を実感されにくい部分があったため、今後、各都道府県段階に設置した農業経営相談所において専門家も活用し、個々の経営状況を踏まえて進捗をチェックする方式に移行する予定としている。今後、具体化していく予定のため、今回、本制度に関する指標とするのは難しい状況。自己チェックの結果については、平成30年度から農業経営相談所が設置されたのに合わせ、移行期間として従来のクラウド方式からアプリによる方式に変更し、暫定的に実施しているため、30年度以降は個々のチェックの結果を把握していない状況。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成30年度の法人税）について、別添1にて「平成30年度の適用件数は、平成29年度実績に1（2）で算出した適用件数5か年の増加率平均を乗じて算出した。令和元年度以降も同様の方法で算出し、令和2年度以降は令和元年度と同額とした」と説明されているが、算出結果に疑義がある。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 算出に用いた適用件数5か年の平均増加率は、小数点第2の位（第3の位を四捨五入）までを用いたため、ご指摘のずれが生じた。別添1には適用件数5か年の平均増加率として小数点第1の位までを記載していたため、算出に用いた小数点第2の位までの記載に修正した。具体的には以下のとおり算出したところ。</p> <p>&lt;農業経営基盤強化準備金&gt;  <math display="block">\text{平成30年度の適用件数} = \text{平成29年度実績} \times \text{適用件数5か年の増加率平均}</math> <math display="block">= 3,165 \times 1.1405 = 3609.6825</math>                 約3,610件（小数点第1の位を四捨五入）</p> <p>&lt;農用地等を取得した場合の課税の特例&gt;  <math display="block">\text{平成30年度の適用件数} = \text{平成29年度実績} \times \text{適用件数5か年の増加率平均}</math> <math display="block">= 1,724 \times 1.1593 = 1998.6332</math>                 約1,999件（小数点第1の位を四捨五入）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（法人税）について、別添1にて「平成30年度の適用件数は、平成29年度実績に1（2）で算出した適用件数5か年の増加率平均を乗じて算出した。令和元年度以降も同様の方法で算出し、令和2年度以降は令和元年度と同額とした」と説明されているが、算出結果に誤りがある。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 「(2)過去の適用数」の補足説明と同様に、算出に用いた適用件数5か年の平均増加率は、小数点第2の位（第3の位を四捨五入）までを用いたため、ご指摘のずれが生じた。別添1には適用件数5か年の平均増加率として小数点第1の位までを記載していたため、算出に用いた小数点第2の位までの記載に修正した。具体的には以下のとおり算出したところ。</p> <p>&lt;農業経営基盤強化準備金&gt;  <math display="block">\text{令和元年度の適用件数} = \text{平成30年度実績} \times \text{適用件数5か年の増加率平均}</math> <math display="block">= 3,610 \times 1.1405 = 4117.205</math>                 約4,117件（小数点第1の位を四捨五入）</p> <p>&lt;農用地等を取得した場合の課税の特例&gt;  <math display="block">\text{令和元年度の適用件数} = \text{平成30年度実績} \times \text{適用件数5か年の増加率平均}</math> <math display="block">= 1,999 \times 1.1593 = 2317.4407</math>                 約2,317件（小数点第1の位を四捨五入）</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p>
---

② 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、別添1にて「減収見込額については、平成29年度までは、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告等）の適用総額より試算した」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【農林水産省の補足説明】

① 別添1の2 (2) 地方税の表内に税目の内訳（道府県民税、市町村民税、事業税、地方特別法人税）を追記した。

② 別添1の2 (1) 及び2 (2) に算出根拠（計算に用いた数値及びその出典）を追記した。

<法人税>

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第196回・第198回提出）」の適用総額に法人税率（15%）を乗じて算出している。計算式は別添1の1(3)法人税の適用総額・減収見込額の算出に記載のとおり。

<法人住民税及び法人事業税>

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書（第196回・第198回提出）」の税目ごとの減収額を記載している。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。

【農林水産省の補足説明】

① 別添1の2 (2) 地方税の表内に税目の内訳（道府県民税、市町村民税、事業税、地方特別法人税）を追記した。

算出方法は、以下のとおり。

平成30年度：H29年度実績×（1+対象交付金の増減率：平成29年→平成30年：▲6.78%）

平成30年度以降：H30年度見込み値×（1+対象交付金の増減率：平成30年→令和元年：▲2.63%）

\*対象交付金増減率は別添1の1 (1) に記載のとおり。減収額は小数点第1の位を四捨五入

具体的には以下のとおり算出。

<農業経営基盤強化準備金>

平成30年度

道府県民税=179百万円（H29年度実績）×（1+▲6.78%）=167百万円

市町村民税=542百万円（H29年度実績）×（1+▲6.78%）=505百万円

事業税=1,475百万円（H29年度実績）×（1+▲6.78%）=1,375百万円

地方特別法人税=637百万円（H29年度実績）×（1+▲6.78%）=594百万円

令和元年度

道府県民税=167百万円（H30年度見込）×（1+▲2.63%）=162百万円

市町村民税=505百万円（H30年度見込）×（1+▲2.63%）=492百万円

事業税=1,375百万円（H30年度見込）×（1+▲2.63%）=1,339百万円

地方特別法人税=594百万円（H30年度見込）×（1+▲2.63%）=578百万円

<農用地等を取得した場合の課税の特例>

平成30年度

道府県民税=107百万円（H29年度実績）×（1+▲6.78%）=100百万円

市町村民税=325百万円（H29年度実績）×（1+▲6.78%）=303百万円

事業税=884百万円（H29年度実績）×（1+▲6.78%）=824百万円

地方特別法人税=382百万円（H29年度実績）×（1+▲6.78%）=356百万円

令和元年度

道府県民税=100百万円（H30年度見込）×（1+▲2.63%）=97百万円

市町村民税=303百万円（H30年度見込）×（1+▲2.63%）=295百万円

事業税=824百万円（H30年度見込）×（1+▲2.63%）=802百万円

地方特別法人税=356百万円（H30年度見込）×（1+▲2.63%）=347百万円

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（本措置を活用し、認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを引き続き目指す）に対する過去の直接的な効果について、「農業経営基盤強化準備金の対象者である認定農業者のうち平成30年度に農業経営改善計画の認定後5年目の者に対するアンケート結果によると、農業経営基盤強化準備金を活用し経営改善をしたとの回答が782件あったことから、農業経営基盤強化準備金による直接的な効果があったと考えられる」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【農林水産省の補足説明】

① アンケート結果として記載した農業経営の改善に向けては、本制度のみでなく制度融資や各種補助事業等を総合的に講じていることから、本制度のみの効果を把握するのは困難である。本制度を通じ、平成30年度においては、農用地1,183ha、農業用機械等5,073台の取得が行われたところ、本制度は規模拡大や生産性の向上を通じた農業経営の改善に相当程度の役割を果たしたと考えている。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（本措置を活用し、認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを引き続き目指す）に対する将来の効果について、「R元年度～R3年度の推計値は、H30年度とR元年度予算の交付金増減率により算出し、R2・R3年度は同数とした」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

② 達成目標（本措置を活用し、認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを引き続き目指す）に対する将来の直接的な効果について、「アンケートで、今後5年以内に農業経営基盤強化準備金を活用し経営改善をしたいと回答している者が833件あり、同年度に農業経営改善計画の認定を新規に受けた者に対するアンケート結果によると今後5年以内に農業経営基盤強化準備金を活用し経営改善をしたいとの回答が620件、合計1,453件あったことから、今後、農業経営基盤強化準備金による直接的な効果があるものと推測される」と説明されているが、過去の効果（認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

③ 達成目標（担い手が利用する農地面積を1年間で14.9万ha、最終年度（2年間）で29.8万haを増加させることを目指す）に対する将来の効果について、「R元年度以降の推計値については、H28年度からH30年度までの3カ年平均値とした」と説明されているが、

<p>算定根拠（計算に用いた数値の出典）が明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標（担い手が利用する農地面積を1年間で14.9万ha、最終年度（2年間）で29.8万haを増加させることを目指す）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p><b>【農林水産省の補足説明】</b></p> <p>① R元年度の推計値は平成30年度の取得計画と取得実績（農政局を毎年行っている税制特例適用実績調査（悉皆調査））に対象交付金増減額を乗じて算出した。令和2年度以降については、令和元年度と同額としている。対象交付金増減率は別添1の1（1）に記載のとおり。（平成30年→令和元年：▲2.63%、小数点第一の位を四捨五入）</p> <p>&lt;令和元年度見込&gt;</p> <p>農用地</p> <p>取得計画＝1,185ha（H30年度計画）×（1＋▲2.63%）＝1,154ha</p> <p>取得実績＝1,183ha（H30年度実績）×（1＋▲2.63%）＝1,152ha</p> <p>農業用機械等</p> <p>取得計画＝5,106台（H30年度計画）×（1＋▲2.63%）＝4,972台</p> <p>取得実績＝5,073台（H30年度実績）×（1＋▲2.63%）＝4,940台</p> <p>②・④ 本制度の直接的な効果として、本措置を活用し、認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを引き続き目指すこととしたが、本特例措置による効果として本確認表（1）で述べたとおり、新たな達成目標（担い手が利用する農地面積を1年間で14.9万ha、最終年度（2年間）で29.8万haを増加させることを目指す）を追加したところである。</p> <p>他方、担い手への農地の集積・集約は、農地中間管理機構を通じた利用権設定など各種施策を総合的に講ずることによって達成を目指すものであることから、本特例措置のみの効果を把握するのは困難である。本制度を通じ、平成30年度においては、農用地1,183ha、農業用機械等5,073台の取得が行われたところ、本制度は規模拡大や生産性の向上を通じた農業経営の改善に相当程度の役割を果たしたと考えている。</p> <p>③ 集積増加面積過去3年間の平均値を算出し、R1年度以降の見込値としている。</p> <p>集積増加面積見込</p> $= (62,460\text{ha (H28実績)} + 41,014\text{ha (H29実績)} + 31,304\text{ha (H30実績)}) \div 3$ $= 44,926\text{ha}$ <p>令和元年度達成率見込</p> $= 44,926\text{ha (R1見込)} \div 149,210\text{ha (R1目標増加面積)}$ $= 30.109\cdots\% \text{ 約}30\% \text{ (小数点第1の位を四捨五入)}$
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>②・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目（1）、（6）及び（7）に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税：義) (国税4) (法人住民税、法人事業税：義(自動連動)) (地方税6)
		② 上記以外の税目 (所得税：外) (国税4) (個人住民税：外(自動連動)) (地方税6)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <b>延長</b> 】 <b>【単独</b> ・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 1. 農業経営基盤強化準備金 経営所得安定対策等の交付金を交付された農業者（青色申告を行う認定農業者等）が自ら作成する農業経営改善計画等に従って、農業用固定資産（農用地、農業用の建物・機械等）を取得等するために農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合、積立相当額を損金に算入することができる。 2. 農用地等を取得した場合の課税の特例 農業者が当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合には、当該事業年度分の所得に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、損金に算入することができる。
		《要望の内容》 ・適用期限を2年間延長し、令和4年3月31日までとする。
		《関係条項》 法人：租税特別措置法第61条の2、61条の3、68条の64及び68条の65 個人：租税特別措置法第24条の2及び24条の3
5	担当部局	経営局経営政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成31年4月～令和元年8月 分析対象期間：平成28年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	平成19年度 創設 平成21年度 2年延長・拡充 ① 適用対象法人に農業生産法人以外の特定農業法人を追加（法人税） ② 特別障害者に該当する認定農業者からの事業の全部譲渡による引継ぎ措置の創設（所得税） 平成22年度 拡充・縮減 ① 対象交付金等に戸別所得補償制度実証事業交付金を追加 ② 適用対象法人の範囲から特定農業団体及びこれに準じる組織を除外 平成23年度 2年延長・対象交付金の見直し

		平成25年度 2年延長・対象交付金の名称変更 平成26年度 対象交付金の見直し 平成27年度 2年延長・拡充・縮減 ① 対象者に認定新規就農者（個人）を追加 ② 対象資産に農業用の建物、器具・備品、ソフトウェア等を追加 ③ 環境保全型農業直接支援対策交付金を対象交付金から除外 ④ 特定農業法人（農業生産法人以外）を対象から除外 平成29年度 1年延長 平成30年度 2年延長・縮減 ① 米の直接支払交付金を対象交付金から除外 ② 特定農業法人（農地所有適格法人）を対象から除外
8	適用又は延長期間	令和2年4月～令和4年3月
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者に対し、本特例を措置することにより、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保を図る。  《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本計画（平成27年3月閣議決定） 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 (1) 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保 ①法人化、経営の多角化等を通じた経営発展の後押し
		② 政策体系における政策目的の位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。  《中目標》 農業の持続的な発展  《政策分野》 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等
		③ 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農地中間管理機構を通じた利用権設定等の支援措置と併せ、本措置の活用により、担い手である認定農業者等が農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促すことにより、認定農業者等の規模拡大を実現し、担い手への農地集積・集約化を加速する。 具体的には、本措置を活用し、認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の

		<p>当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを引き続き目指す。</p> <p>また、農地中間管理機構を通じた利用権設定と相まって、本措置を活用した担い手への農地集積・集約化を進めることで、令和5年度において、担い手が利用する農地面積の割合を80%とするため、担い手が利用する農地面積を1年間で14.9万ha、最終年度（2年間）で29.8万haを増加させることを目指す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、担い手である認定農業者等が、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促し、農業経営改善計画の目指す経営規模の拡大を実現することで、担い手への農地集積・集約化に資する。</p>																					
10 有効性等	① 適用数	<p>適用件数</p> <p style="text-align: right;">単位：法人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>農業経営基盤強化準備金</th> <th>農用地等を取得した場合の課税の特例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 28</td> <td>2,903</td> <td>1,304</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>3,165</td> <td>1,724</td> </tr> <tr> <td>30（見込）</td> <td>3,610</td> <td>1,999</td> </tr> <tr> <td>令和元（見込）</td> <td>4,117</td> <td>2,317</td> </tr> <tr> <td>2（見込）</td> <td>4,117</td> <td>2,317</td> </tr> <tr> <td>3（見込）</td> <td>4,117</td> <td>2,317</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告等）の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用件数。見込みの算定根拠は別添1参照。</p>	年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合の課税の特例	平成 28	2,903	1,304	29	3,165	1,724	30（見込）	3,610	1,999	令和元（見込）	4,117	2,317	2（見込）	4,117	2,317	3（見込）	4,117	2,317
	年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合の課税の特例																				
平成 28	2,903	1,304																					
29	3,165	1,724																					
30（見込）	3,610	1,999																					
令和元（見込）	4,117	2,317																					
2（見込）	4,117	2,317																					
3（見込）	4,117	2,317																					
② 適用額	<p>国税における適用額</p> <p style="text-align: right;">単位：億円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>農業経営基盤強化準備金</th> <th>農用地等を取得した場合の課税の特例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 28</td> <td>222</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>239</td> <td>143</td> </tr> <tr> <td>30（見込）</td> <td>223</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>令和元（見込）</td> <td>217</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>2（見込）</td> <td>217</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>3（見込）</td> <td>217</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告等）の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用額。見込みの算定根拠は別添1参照。</p>	年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合の課税の特例	平成 28	222	105	29	239	143	30（見込）	223	133	令和元（見込）	217	130	2（見込）	217	130	3（見込）	217	130	
年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合の課税の特例																					
平成 28	222	105																					
29	239	143																					
30（見込）	223	133																					
令和元（見込）	217	130																					
2（見込）	217	130																					
3（見込）	217	130																					

③ 減収額	<p>国税及び地方税における減収額</p> <p style="text-align: right;">単位：億円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">農業経営基盤強化準備金</th> <th colspan="2">農用地等を取得した場合の課税の特例</th> </tr> <tr> <th>国税</th> <th>地方税</th> <th>国税</th> <th>地方税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 28</td> <td>33.3</td> <td>26.5</td> <td>15.8</td> <td>12.5</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>35.9</td> <td>28.3</td> <td>21.5</td> <td>17.0</td> </tr> <tr> <td>30（見込）</td> <td>33.4</td> <td>26.4</td> <td>20.0</td> <td>15.8</td> </tr> <tr> <td>令和元（見込）</td> <td>32.5</td> <td>25.7</td> <td>19.5</td> <td>15.4</td> </tr> <tr> <td>2（見込）</td> <td>32.5</td> <td>25.7</td> <td>19.5</td> <td>15.4</td> </tr> <tr> <td>3（見込）</td> <td>32.5</td> <td>25.7</td> <td>19.5</td> <td>15.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書及び地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第198回国会報告等）による。見込みの算定根拠及び地方税の税目ごと（道府県民税、市町村民税、事業税、地方法人特別税）の内訳については別添1参照。）</p>	年度	農業経営基盤強化準備金		農用地等を取得した場合の課税の特例		国税	地方税	国税	地方税	平成 28	33.3	26.5	15.8	12.5	29	35.9	28.3	21.5	17.0	30（見込）	33.4	26.4	20.0	15.8	令和元（見込）	32.5	25.7	19.5	15.4	2（見込）	32.5	25.7	19.5	15.4	3（見込）	32.5	25.7	19.5	15.4
	年度		農業経営基盤強化準備金		農用地等を取得した場合の課税の特例																																			
国税		地方税	国税	地方税																																				
平成 28	33.3	26.5	15.8	12.5																																				
29	35.9	28.3	21.5	17.0																																				
30（見込）	33.4	26.4	20.0	15.8																																				
令和元（見込）	32.5	25.7	19.5	15.4																																				
2（見込）	32.5	25.7	19.5	15.4																																				
3（見込）	32.5	25.7	19.5	15.4																																				
④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>本制度は、経営所得安定対策等の交付金を受領した農業者が、積み立てた準備金や受領した交付金を用いて農業用固定資産を取得することを支援するもの。</p> <p>測定指標である「法人が取得した農用地の面積、農業用機械等の台数及び取得金額」を用いてこの達成目標の実現状況を見ると、H30年度において、本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の固定資産を取得した実績と当該計画に対する達成率は農用地で99%、農業用機械等で99%となっており、本措置は、分析対象期間であるH28年度から継続して農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用され、平成30年度までは、各年度において目標を達成している。</p> <p>今後とも、本措置を活用した継続的な農用地等の取得が行われることにより、最終年度（2年間）で、農用地は約2,300ha、農業用機械等は約10,000台の取得が見込まれる。経営改善計画は、その目標年次を5年後として計画的に農業経営の改善を図るものであり、計画に基づく固定資産の取得も複数年に渡ることから、引き続き本制度を措置し、計画的な農業経営改善の取組を支援していく必要がある。</p> <p>担い手が利用する農地面積については、農地中間管理機構や各種事業等を総合的に講じることで担い手への農地の集積・集約化を進めてきたが、農地の集積・集約化の気運があった平場での取組が一巡し、近年伸びが鈍化。今後は、地域の未来の設計図である人・農地プランによる地域の話合いを活性化すること等により取組の加速化を図りつつ、引き続き本制度により地域の農地の受け手である認定農業者等の担い手の規模拡大を促す必要がある。</p>																																							

(1) 固定資産の取得計画（農業経営改善計画）と取得実績（H30年度）

①農用地	取得計画面積 A	1,185ha
	取得実績 B	1,183ha
	達成率 (B/A)	99.9%
②農業用機械等	取得計画台数 A	5,106台
	取得実績 B	5,073台
	達成率 (B/A)	99.4%

(2) 準備金による固定資産の取得実績の推移

		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度 (推計)	R2年度 (推計)	R3年度 (推計)
農用地	取得計画	1,739ha	1,483ha	1,185ha	1,154ha	1,154ha	1,154ha
	取得実績	1,583ha	1,389ha	1,183ha	1,152ha	1,152ha	1,152ha
	(達成率)	91%	94%	99%	99%	99%	99%
農業用機械等	取得計画	3,157台	4,202台	5,106台	4,972台	4,972台	4,972台
	取得実績	2,877台	3,987台	5,073台	4,940台	4,940台	4,940台
	(達成率)	91%	95%	99%	99%	99%	99%

(注) (1)～(2)のH30年度までの実績値は、農政局等を通じて毎年度行っている税制特例適用実績調査（悉皆調査）による。R元年度～R3年度の推計値は、H30年度とR元年度予算の交付金増減率により算出し、R2・R3年度は同数とした。

本措置はH19年度に創設したものであり、準備金による固定資産の取得実績に多少の増減はありつつも、R元年度以降も目標を達成していくものと見込まれる。

(3) 担い手が利用する農地面積の推移

		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度 (推計)	R2年度 (推計)	R3年度 (推計)
年間集積目標面積		149,210 ha	149,210 ha	149,210 ha	149,210 ha	149,210 ha	149,210 ha
集積増加面積		62,460 ha	41,014 ha	31,304 ha	44,926 ha	44,926 ha	44,926 ha
(達成率)		42%	27%	21%	30%	30%	30%

農林水産省調べ

(注) R元年度は機構法等の改正により、人・農地プランの実質化、円滑化団体と農地バンクの統合一体化、農地バンクの手続きの簡素化等の見直しを行ったところであり、今後より一層農地集積に向けた取組みが強化され、担い手への集積面積の増加の可能性が見込まれるが、現時点で正確に算出することは困難。このため、R元年度以降の推計値については、H28年度からH30年度までの3カ年平均値とした。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》  
(分析対象期間：R1～R3年度)  
本措置の今後の活用計画（平成30年度末ベース）は、以下のとおり。

農地等の取得計画 1,066億円  
準備金積立残高 728億円  
今後の積立等必要額 338億円

(注) 1 税制特例適用実績調査（悉皆調査）による。  
2 「本措置の今後の活用計画（平成30年度末ベース）」とは、これまでに準備金を積み立てた者の、農業経営改善計画の残りの計画期間における農地等の取得計画の合計値である。

本措置が延長されない場合には、認定農業者等の農用地等の計画的な取得が進まないことから、経営規模の拡大が困難となり、担い手への農地利用の集積に甚大な支障が生じるものと推測される。

⑤ 税収減を是認する理由等

《経済波及効果の試算》  
ある要件を満たした農業経営基盤強化準備金を積み立てた損金算入及び農用地等の取得による圧縮記帳が認められる場合、農地への投資及び農業用機械等への投資による減収額が9,564百万円となる（H30年度）。

農地への投資が2,906百万円、農業用機械等への投資が20,576百万円となり、農地及び農業用機械等への投資によってもたらされる経済波及効果は、生産誘発額として33,423百万円となる。

生産誘発額の内訳

- ・（直接効果）対象農地・機械等の生産増加額16,711百万円
- ・（間接効果）鉄鋼・非鉄・金蔵製品等で16,712百万円

(単位：百万円)

		H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (実績)	R元年度 (見込)	R2年度 (見込)	R3年度 (見込)
減収額	国税	4,905	5,730	5,341	5,201	5,201	5,201
	地方税	3,900	4,530	4,223	4,112	4,112	4,112
	計	8,805	10,260	9,564	9,313	9,313	9,313
波及効果 (総額)		20,925	28,153	33,423	32,545	32,545	32,545

算出根拠：別添1参照

		<p>《アンケート調査結果》</p> <p>農業経営基盤強化準備金の対象者である認定農業者のうち平成30年度に農業経営改善計画の認定後5年目の者に対するアンケート結果によると、農業経営基盤強化準備金を活用し経営改善をしたとの回答が782件あったことから、農業経営基盤強化準備金による直接的な効果があったと考えられる。</p> <p>また、アンケートで、今後5年以内に農業経営基盤強化準備金を活用し経営改善をしたいと回答している者が833件あり、同年度に農業経営改善計画の認定を新規に受けた者に対するアンケート結果によると今後5年以内に農業経営基盤強化準備金を活用し経営改善をしたいとの回答が620件、合計1,453件あったことから、今後、農業経営基盤強化準備金による直接的な効果があるとの推測される。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置は、経営所得安定対策等の交付金を積み立て、農業経営改善計画に定めた農用地等の取得に充てる場合、損金算入を認めること等により、計画的な農用地等の固定資産の導入のための投資を促すものである。条件を満たせば確実に活用可能であり、各年度の予算額の制約の中、当該経営に配分されるかが予見できない補助金と比較し、認定農業者等の農用地等の計画的かつ確実な取得を促す効果が高い。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>経営所得安定対策等の交付金は、その用途を限定せず、一定の農業所得が確保されることを担保することによって、農業経営の安定を図ることを目的としている。</p> <p>一方、本措置は、これらの交付金を農業経営基盤強化促進法に基づく認定計画等に従って、農用地等の取得に充てるため、積み立てる場合に特例措置を講じるものである。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>農業は、地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、本措置を活用し、担い手である認定農業者等が、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促し、農業経営改善計画の目指す経営規模の拡大を実現することで、地域農業の振興や地域経済の活性化に効果がある。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	事前評価 平成29年8月（農水01）

1. 減税見込額算

(1) 対象交付金増減率

対象交付金総額のH29年度予算額+H30年度予算額の増減率：(611,430百万円-655,922百万円)÷655,922百万円≒▲6.78%  
 対象交付金総額のH30年度予算額-R元年度予算額の増減率：(595,366百万円-611,430百万円)÷611,430百万円≒▲2.63%

(2) 適用件数の算出

適用件数の算出 5ヵ年増加率平均

	H24年度	H29年度	平均増加率
適用件数計	2,483	4,889	14.70%
農業経営基盤強化準備金	1,640	3,165	14.05%
農用地等を取得した場合の課税の特例	823	1,724	15.94%

(3) 法人税の適用総額・減税見込額の算出

H28年度	農業経営基盤強化準備金	222億円(H28年度適用総額)×15%(税率)=33.3億円(減税額)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	105億円(H28年度適用総額)×15%(税率)=15.8億円(減税額)
H29年度	農業経営基盤強化準備金	230億円(H29年度適用総額)×15%(税率)=34.5億円(減税額)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	143億円(H29年度適用総額)×15%(税率)=21.5億円(減税額)
H30年度(見込)	農業経営基盤強化準備金	230億円(H30年度適用総額)×(100%+▲6.78%)(交付金増加率)=223億円(H30年度適用見込額)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	223億円(H30年度適用総額)×15%(税率)=33.4億円(減税額)
	農業経営基盤強化準備金	143億円(H30年度適用総額)×(100%+▲6.78%)(交付金増加率)=133億円(H30年度適用見込額)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	133億円(H28年度適用総額)×15%(税率)=20.0億円(減税額)
R元年度(見込)	農業経営基盤強化準備金	223億円(H30年度適用総額)×(100%+▲2.63%)(交付金増加率)=217億円(R元年度適用見込額)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	217億円(R元年度適用見込額)×15%(税率)=32.5億円(減税額・見込)
	農業経営基盤強化準備金	133億円(H30年度適用総額)×(100%+▲2.63%)(交付金増加率)=130億円(R元年度適用見込額)
R2年度(見込)	農用地等を取得した場合の課税の特例	130億円(R元年度適用見込額)×15%(税率)=19.5億円(減税額・見込)
	農業経営基盤強化準備金	217億円(R元年度適用見込額)×15%(税率)=32.5億円(減税額・見込)
R3年度(見込)	農用地等を取得した場合の課税の特例	130億円(R元年度適用見込額)×15%(税率)=19.5億円(減税額・見込)
	農業経営基盤強化準備金	217億円(R元年度適用見込額)×15%(税率)=32.5億円(減税額・見込)

(減税見込額等算出の基礎としたデータについて)

○「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第196回・第198回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用件数及び適用額

2. 適用実績及び適用見込

(1) 国税

区分	H28年度(実績)	H29年度(実績)	H30年度(見込)	R元年度(見込)	R2年度(見込)	R3年度(見込)
対象者数注1	17,402	18,514	19,645	20,845	20,845	20,845
適用件数(法人)注2	農業経営基盤強化準備金	2,903	3,165	3,610	4,117	4,117
	農用地等を取得した場合の課税の特例	1,304	1,724	1,999	2,317	2,317
適用総額(億円)注3	農業経営基盤強化準備金	222	239	223	217	217
	農用地等を取得した場合の課税の特例	105	143	133	130	130
減税見込額(億円)注4	農業経営基盤強化準備金	33.3	35.9	33.4	32.5	32.5
	農用地等を取得した場合の課税の特例	15.8	21.5	20.0	19.5	19.5

注1)対象者数は、農地保有適格法人数(農林水産省経営局調べ)、H30年度以降は見込み値。  
 注2)H28年度とH29年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第196回・第198回国会提出)」の適用件数を記載した。H30年度見込みはH29年度実績に1(2)で算出した適用件数5ヵ年の増加率平均を乗じて算出した。R元年度も同様の方法で算出し、R2年度以降はR元年度と同額とした。  
 注3)H28年度とH29年度の適用総額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第196回・第198回国会提出)」の適用総額を記載した。H30年度見込みはH29年度実績に1(1)で算出した対象交付金増減率を乗じて算出した。R元年度も同様の方法で算出し、R2年度以降はR元年度と同額とした。計算式は1(3)のとおり。  
 注4)減税見込額については、注3の方法で算出した適用総額に法人税率(15%)を乗じて算出した。計算式は1(3)のとおり。

(2) 地方税

区分	H28年度(実績)	H29年度(実績)	H30年度(見込)	R元年度(見込)	R2年度(見込)	R3年度(見込)
対象者数注1	17,402	18,514	19,645	20,845	22,373	23,470
適用件数(法人)注2	農業経営基盤強化準備金	2,903	3,165	3,610	4,117	4,117
	農用地等を取得した場合の課税の特例	1,304	1,724	1,999	2,317	2,317
減税見込額(百万円)注3	計	2,650	2,833	2,641	2,571	2,571
	道府県民税	169	179	167	162	162
	市町村民税	512	542	505	492	492
	事業税	1,375	1,475	1,375	1,339	1,339
	地方法人特別税	594	637	594	578	578
	計	1,251	1,698	1,563	1,541	1,541
農用地等を取得した場合の課税の特例	道府県民税	80	107	100	97	97
	市町村民税	242	325	303	295	295
	事業税	649	884	824	802	802
	地方法人特別税	280	382	382	347	347

注1)対象者数は、農地保有適格法人数(農林水産省経営局調べ)、平成30年度以降は見込み値。  
 注2)H28年度とH29年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第196回・第198回国会提出)」の適用件数を記載した。H30年度見込みはH29年度実績に1(2)で算出した適用件数5ヵ年の増加率平均を乗じて算出した。R元年度も同様の方法で算出し、R2年度以降はR元年度と同額とした。  
 注3)H28年度とH29年度の減税見込額については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書(第196回・第198回国会提出)」の影響額を記載した。H30年度見込みはH29年度実績に1(1)で算出した対象交付金増減率を乗じて算出した。R元年度も同様の方法で算出し、R2年度以降はR元年度と同額とした。計算式は以下の通り。(農業経営基盤強化準備金の地方税計の計算式。その他の税目と農用地等を取得した場合の課税の特例も同様の方法で算出した。)  
 【農業経営基盤強化準備金】  
 H30見込=2,833(H29実績)×(100-6.78)%=2,641  
 R1見込=2,641(H30見込)×(100-2.63)%=2,571

(減税見込額等算出の基礎としたデータについて)

○「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第196回・第198回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用件数及び適用額

○「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書(第196回・第198回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の影響額

<令和2年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R1農水03)

(評価実施府省：農林水産省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例 (農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例)										
措置の内容	平成29年度時点	農地所有適格法人が、飼育した肉用牛を家畜市場等で売却した場合において、その肉用牛のうち免税対象飼育牛があるときは、売却による利益の額（売却頭数が年間1,500頭を超える場合のそのを超える部分の売却利益の額を除く。）の損金算入ができる。									
	平成30年度税制改正以後	従前どおり									
	令和元年度税制改正以後	従前どおり									
政策目的	我が国の肉用牛経営が本特例措置を活用することにより、「食料・農業・農村基本計画」において定めている、牛肉需要の長期見通しに即した牛肉の生産数量の目標達成に向け、規模拡大等による経営体質の強化により経営の安定化を図り、国民から求められる国産牛肉の安定供給を確保するとともに、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土保全・有効活用、雇用の創出等による地域経済の活力の維持、「攻めの農林水産業」の重要項目である牛肉の輸出の拡大に資すること。										
評価対象税目	義務対象			努力義務対象							
	法人税	法人住民税	法人事業税	所得税	個人住民税						
関係条項	措法第67条の3、第68条の101										
要望内容	措置の適用期限を令和6年3月31日まで3年間延長する。										
創設年度	S42	過去の政策評価の実績	H22農水24、H25農水07、H28農水01							区分	延長

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況（効果）							
	適用件数 (法人税・件)			(参考)	減収額 (法人税・百万円)				(参考)	減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)				(参考)	目標					
	将来予測	実績	実績÷将来予測	適用実態調査における適用件数 (法人税・件)	将来予測	実績	実績÷将来予測	適用実態調査における適用額の上位10社割合 (法人税・%)	将来予測	実績	実績÷将来予測	適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)	将来予測	実績	実績÷将来予測	目標値 (万トン)	将来予測	実績	租税の直接的効果	目標達成度
H23	882	951	107.8%	951	▲1,470.0	▲600.0	40.8%	18.7%	不明	▲2,335.1	-	▲2,335.1	不明	不明	51.0	不明	不明	-		
H24	不明	1,020	-	1,020	不明	▲1,500.0	-	18.3%	不明	▲2,850.4	-	▲2,850.4	不明	不明	52.0	不明	不明	-		
H25	951	1,117	117.5%	1,117	▲600.0	▲1,400.0	233.3%	17.8%	▲1,954.0	▲3,025.4	154.8%	▲3,025.4	不明	51.0	51.0	不明	-			
H26	951	1,224	128.7%	1,224	▲600.0	▲1,000.0	166.7%	13.5%	▲1,954.0	▲3,094.5	158.4%	▲3,094.5	不明	51.0	50.0	不明	-			
H27	951	1,417	149.0%	1,417	▲600.0	▲2,100.0	350.0%	11.2%	▲1,954.0	▲3,721.7	190.5%	▲3,721.7	不明	51.0	47.0	不明	-			
H28	1,204	1,581	131.3%	1,581	▲1,125.0	▲2,900.0	257.8%	11.6%	▲2,826.4	▲4,240.8	150.0%	▲4,240.8	不明	不明	46.0	不明	-			
H29	1,241	1,708	137.6%	1,708	▲1,125.0	▲2,700.0	240.0%	12.5%	▲2,826.4	▲4,042.9	143.0%	▲4,042.9	不明	不明	47.0	不明	-			
H30	1,278	1,288	100.8%	-	▲1,125.0	▲1,742.9	154.9%	-	▲2,826.4	▲3,330.1	117.8%	-	不明	不明	48.0	不明	-			
R1	1,288	-	-	-	▲1,742.9	-	-	-	▲3,330.1	-	-	-	不明	不明	-	-	-			
R2	1,288	-	-	-	▲1,742.9	-	-	-	▲3,330.1	-	-	-	不明	不明	-	-	-			
R3	1,288	-	-	-	▲1,742.9	-	-	-	▲3,330.1	-	-	-	-	不明	-	-	-			
R4	1,288	-	-	-	▲1,742.9	-	-	-	▲3,330.1	-	-	-	-	不明	-	-	-			
R5～ 未定	1,288	-	-	-	▲1,742.9	-	-	-	▲3,330.1	-	-	-	51.9	-	-	-	-			

## 点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
税目	法人税、法人住民税、法人事業税、所得税、個人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（平成37年度の牛肉（枝肉）生産量）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
【農林水産省の補足説明】
① 令和6年度の牛肉（枝肉）生産量の目標は、51.9万トンと設定しています。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

## (3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（令和6年度の法人住民税、法人事業税及び個人住民税）が予測されていない。
【農林水産省の補足説明】
① 令和6年度の適用数は、法人1,288件、個人20,159件の見込みとなっています。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

## (5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（令和6年度の法人住民税、法人事業税及び個人住民税）が予測されていない。

## 【農林水産省の補足説明】

① 令和6年度の減収額は、法人5,073百万円、個人21,444百万円の見込みとなっています。

## 【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（平成37年度の牛肉（枝肉）生産量）に対する過去の直接的な効果について、「特例措置適用者は非適用者に比して、1戸当たりの飼養頭数及び牛肉生産量（推計）が増加し規模拡大は進んでおり、特例措置非適用者との規模の比較でも、個人では約3.5倍、法人では約3.9倍の水準にある」と説明されているが、過去の効果から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
【農林水産省の補足説明】
① 牛肉の生産数量の目標達成に向けては、本特例措置による税負担の軽減のほか、他の振興施策等のあらゆる手段を講じて生産基盤を強化する必要があります。このため、他の要因の影響を除いた本特例措置のみによる直接的効果の把握は困難です。 なお、現在は肉用牛の価格が好調であり、生産農家の投資意欲が上昇していることから、本特例措置による税負担の軽減分を活用し、今後、更なる規模拡大が進められることで、他の振興施策（肉用子牛生産者補給金制度等の離農を防ぐためのセーフティネット等）とあいまって生産農家各戸における生産基盤の強化が図られ、増頭へ繋がります。また、「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（平成30年）」（食肉鶏卵課実施）によれば、免税金の使途として「生産性向上」、「規模拡大」、「施設整備」と規模拡大に充てたと回答した者の割合は全体の88%（法人）を占める結果であり、免税金は規模拡大に向けた投資に向けられています。よって、本特例措置を継続していくことにより、中長期的に肉用牛生産頭数の増加に資するとともに、達成目標である平成37年度時点における牛肉（枝肉）の生産量の達成に寄与するものと考えています。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（平成37年度の牛肉（枝肉）生産量）に対する将来の効果について、定量的に予測されていない。
【農林水産省の補足説明】
① 牛肉の生産数量の目標達成に向けては、本特例措置による税負担の軽減のほか、他の振興施策等のあらゆる手段を講じて生産基盤を強化する必要があります。このため、他の要因の影響を除いた本特例措置のみによる直接的効果の把握は困難です。 なお、現在は肉用牛の価格が好調であり、生産農家の投資意欲が上昇していることから、本特例措置による税負担の軽減分を活用し、今後、更なる規模拡大が進められることで、他の振興施策（肉用子牛生産者補給金制度等の離農を防ぐためのセーフティネット等）とあいまって生産農家各戸における生産基盤の強化が図られ、増頭へ繋がります。また、「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（平成30年）」（食肉鶏卵課実施）によれば、免税金の使途として「生産性向上」、「規模拡大」、「施設整備」と規模拡大に充てたと回答した者の割合は全体の88%（法人）を占める結果であり、免税金は規模拡大に向けた投資に向けられています。よって、本特例措置を継続していくことにより、中長期的に肉用牛生産頭数の増加に資するとともに、達成目標である平成37年度時点における牛肉（枝肉）の生産量の達成に寄与するものと考えています。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目（6）及び（7）に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例	
2	① 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税8) (法人住民税、法人事業税：義(自動連動)) (地方税8) (所得税：外) (国税8) (個人住民税：外(自動連動)) (地方税8)	
	② 上記以外の税目	—	
3	要望区分等の別	【延長】【単独】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>農業を営む個人又は農地所有適格法人が飼育した肉用牛を、家畜市場、中央卸売市場、農林水産大臣が認定した食肉市場等において売却した場合又は飼育した生後1年未満の肉用子牛を農林水産大臣が指定した農業協同組合若しくは同連合会に委託して売却した場合、1頭当たりの売却価額が100万円(交雑種は80万円、乳用種は50万円)未満の肉用牛又は高等登録牛であって、その肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内であるとき、個人にあつては、その肉用牛の売却により生じた事業所得について所得税及び住民税を免税し、法人にあつては、その肉用牛の売却により生じた利益の額を損金の額に算入する。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>肉用牛の売却による農業所得の特例の適用期限を3年延長すること。</p> <p>なお、卸売市場法の改正を踏まえ、現在売却証明書の発行市場として認定を受けている地方卸売市場が引き続き認定対象となるよう所要の措置を講じること。</p> <p>《関係条項》</p> <p>(法人) 租税特別措置法第67条の3及び第68条の101 (個人) 租税特別措置法第25条、地方税法附則第6条</p>	
	5	担当部局	生産局畜産部食肉鶏卵課
	6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成31年4月～令和元年8月 分析対象期間：各項目に記載
7	創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創設年度：昭和42年度創設(地方税は昭和43年度)</li> <li>・改正経緯： 平成29年度：3年延長。 平成23年度：3年延長、1戸当たりの売却頭数の上限を見直し(2,000頭から1,500頭)、1頭当たりの売却価額の上限を見直し(交雑種の売却価額の上限を100万円から80万円)。</li> </ul>	

		<p>平成20年度：3年延長、1戸当たりの売却頭数に上限(2,000頭)を設定、1頭当たりの売却価額の上限を見直し(乳用種の売却価額の上限を100万円から50万円)。</p> <p>平成17年度：3年延長、適用期間を5年間から3年間に短縮。 昭和55年度：5年延長、子牛の生産の用に供されたことのない乳用雌牛を対象に追加、1頭当たりの売却価額に上限(100万円)を設定。</p>
8	適用又は延長期間	<p>各3年間延長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税 令和3年1月1日～令和5年12月31日</li> <li>・法人税 令和3年4月1日～令和6年3月31日</li> <li>・地方税 令和4年度～令和6年度</li> </ul>
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで3年以上を要するなど飼養期間が長く、投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。また、高齢化に伴う離農が進展する中、飼料コストの高止まり、繁殖基盤の脆弱化、さらにはTPP11や日EU・EPAの発効及び日米TAG交渉等の国際化の進展により、肉用牛経営は引き続き厳しい環境にある。また、政府の「農林水産業の輸出力強化戦略」における輸出目標額(2019年目標：250億円)については、2020年以降引き上げが見込まれる状況にあり、さらなる生産基盤の強化が不可欠である。</p> <p>このような中、我が国の肉用牛経営が本特例措置を活用することにより、「食料・農業・農村基本計画(平成27年3月閣議決定)」(目標年度平成37年度)において定めている、牛肉需要の長期見通しに即した牛肉の生産数量の目標達成に向け、規模拡大等による経営体質の強化により経営の安定化を図り、国民から求められる国産牛肉の安定供給を確保するとともに、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土保全・有効活用、雇用の創出等による地域経済の活力の維持、「攻めの農林水産業」の重要項目である牛肉の輸出の拡大に資する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>「食料・農業・農村基本計画(平成27年3月閣議決定)」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農業生産については、農業者その他関係者が、国内生産による食料生産能力の維持向上を図りつつ、マーケットインの発想による多様かつ高度な消費者ニーズに対応した国内農業の生産を拡大することが重要」とされており、主要品目毎の生産数量目標等を定めている。</li> </ul> <p>「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針(平成27年3月農林水産省)」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「酪農及び肉用牛生産は、関連産業の裾野が広いことから、その振興は、関連産業の発展等を通じて地域の雇用と所得の創出に資する。」「酪農及び肉用牛生産は、良質な動物性たんぱく質の供</li> </ul>

		<p>給のほか、地域資源の活用による国土の保全や景観形成、堆肥の土壌への還元による資源循環の促進、雇用の創出による地域の活性化に資する」とされている。</p> <p>「農林水産業の輸出力強化戦略（平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部決定）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>輸出拡大に向けて、「市場開拓・需要創出」に取り組むとともに、「供給力の強化」として、「和牛生産量の維持・拡大【平成37年度までに和牛の飼養頭数を186万頭（平成27年：166万頭）まで増頭】」に取り組むこととされている。</li> </ul> <p>「未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>KPIとして「2019年に農林水産物・食品の輸出額1兆円を達成する（2012年：4,497億円）」（※）と定められ、「『農林水産業の輸出力強化戦略』（平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）及び『農林水産物輸出インフラ整備プログラム』（同年11月29日同本部決定）に基づく輸出促進の取組を着実に実行する」とされている。</li> </ul> <p>※「農林水産業・地域の活力創造プラン（平成30年11月27日農林水産業・地域の活力創造本部決定）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「2019年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に増大させ、その実績を基に、新たに2030年に5兆円の実現を目指す目標」を掲げている。</li> </ul> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「農林水産業の輸出力強化に向け、輸出先国の輸入規制に対して政府一体となって戦略的に取り組むための『輸出促進本部（仮称）』を農林水産省に創設し、「輸出のための施設認定や証明書発行を農林水産省も行えることとし、厚生労働省とも連携して迅速に手続を進める」ことで更なる輸出促進に取り組むこととされている。</li> </ul>
<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>		<p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] 農業の持続的な発展</p> <p>[政策分野] 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革</p>

	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>「食料・農業・農村基本計画（平成27年3月閣議決定）」において、平成37年度*の牛肉（枝肉）の生産量を達成目標としている。</p> <p>※ 目標年度については、食料・農業・農村基本計画において10年後の数値目標が設定されることから平成37年度とした（5年毎に見直し）。</p> <p>※ 中間目標については、租税特別措置の延長期間である令和6年度における生産量を年平均伸び率から推計した。</p> <table border="1" data-bbox="1512 446 2049 622"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">目 標</th> <th>中間目標</th> </tr> <tr> <th>H25年度 (A)</th> <th>H37年度 (B)</th> <th>年平均伸び率 (%) (25~37年度)</th> <th>比率 (%) (B)/(A)</th> <th>R6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛肉（枝肉） 生産量 (単位：万トン)</td> <td>51</td> <td>52</td> <td>0.16</td> <td>102</td> <td>51.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>[測定指標] 牛肉（枝肉）生産量、肉用牛農家の1戸当たりの飼養頭数</p> <p>[達成目標実現による寄与] 本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与するとともに、供給制約によるボトルネックを解消することにより、国産牛肉の輸出拡大にも寄与する。</p>		目 標				中間目標	H25年度 (A)	H37年度 (B)	年平均伸び率 (%) (25~37年度)	比率 (%) (B)/(A)	R6年度	牛肉（枝肉） 生産量 (単位：万トン)	51	52	0.16	102	51.9																			
	目 標				中間目標																																	
	H25年度 (A)	H37年度 (B)	年平均伸び率 (%) (25~37年度)	比率 (%) (B)/(A)	R6年度																																	
牛肉（枝肉） 生産量 (単位：万トン)	51	52	0.16	102	51.9																																	
<p>10 有効性等</p>	<p>① 適用数</p>	<p>【法人】 (単位：法人、件)</p> <table border="1" data-bbox="1512 1013 2049 1252"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度 実績</th> <th>H28年度 実績/見込</th> <th>H29年度 実績/見込</th> <th>H30年度 見込</th> <th>R元年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用の範囲</td> <td>3,514</td> <td>3,625</td> <td>3,735</td> <td>3,846</td> <td>3,956</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>1,417</td> <td>1,581</td> <td>1,708</td> <td>1,288</td> <td>1,288</td> </tr> <tr> <th></th> <th>R2年度 見込</th> <th>R3年度 見込</th> <th>R4年度 見込</th> <th>R5年度 見込</th> <th>R6年度 見込</th> </tr> <tr> <td>適用の範囲</td> <td>4,067</td> <td>4,178</td> <td>4,288</td> <td>4,399</td> <td>4,509</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>1,288</td> <td>1,288</td> <td>1,288</td> <td>1,288</td> <td>1,288</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 適用の範囲、適用件数の算出根拠は別添3~5のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農地所有適格法人であれば誰でも利用可能であり、適用者が特定の者に偏っていることはない。</li> <li>前回要望時において想定した29年度の適用者数は1,241であったが、29年度の実績は1,708であり、想定を上回った。</li> </ul>		H27年度 実績	H28年度 実績/見込	H29年度 実績/見込	H30年度 見込	R元年度 見込	適用の範囲	3,514	3,625	3,735	3,846	3,956	適用件数	1,417	1,581	1,708	1,288	1,288		R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込	R5年度 見込	R6年度 見込	適用の範囲	4,067	4,178	4,288	4,399	4,509	適用件数	1,288	1,288	1,288	1,288	1,288
	H27年度 実績	H28年度 実績/見込	H29年度 実績/見込	H30年度 見込	R元年度 見込																																	
適用の範囲	3,514	3,625	3,735	3,846	3,956																																	
適用件数	1,417	1,581	1,708	1,288	1,288																																	
	R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込	R5年度 見込	R6年度 見込																																	
適用の範囲	4,067	4,178	4,288	4,399	4,509																																	
適用件数	1,288	1,288	1,288	1,288	1,288																																	

	<p>【個人】 (単位：人、件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度 実績</th> <th>H28年度 実績/見込</th> <th>H29年度 実績/見込</th> <th>H30年度 見込</th> <th>R元年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用の範囲</td> <td>65,514</td> <td>61,336</td> <td>57,158</td> <td>52,979</td> <td>48,801</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>21,291</td> <td>23,256</td> <td>21,282</td> <td>20,159</td> <td>20,159</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2年度 見込</th> <th>R3年度 見込</th> <th>R4年度 見込</th> <th>R5年度 見込</th> <th>R6年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用の範囲</td> <td>44,623</td> <td>40,445</td> <td>36,267</td> <td>32,088</td> <td>27,910</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>20,159</td> <td>20,159</td> <td>20,159</td> <td>20,159</td> <td>20,159</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 適用の範囲、適用件数の算出根拠は別添6、7のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業を営む個人であれば誰でも利用可能であり、適用者が特定の者に偏っていることはない。</li> <li>前回要望時において想定した29年度の適用者数は18,589であったが、29年度の実績は21,282であり、想定を上回った。</li> </ul>		H27年度 実績	H28年度 実績/見込	H29年度 実績/見込	H30年度 見込	R元年度 見込	適用の範囲	65,514	61,336	57,158	52,979	48,801	適用件数	21,291	23,256	21,282	20,159	20,159		R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込	R5年度 見込	R6年度 見込	適用の範囲	44,623	40,445	36,267	32,088	27,910	適用件数	20,159	20,159	20,159	20,159	20,159
	H27年度 実績	H28年度 実績/見込	H29年度 実績/見込	H30年度 見込	R元年度 見込																																
適用の範囲	65,514	61,336	57,158	52,979	48,801																																
適用件数	21,291	23,256	21,282	20,159	20,159																																
	R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込	R5年度 見込	R6年度 見込																																
適用の範囲	44,623	40,445	36,267	32,088	27,910																																
適用件数	20,159	20,159	20,159	20,159	20,159																																
② 適用額	<p>【法人】 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度 実績</th> <th>H28年度 実績</th> <th>H29年度 実績</th> <th>H30年度 見込</th> <th>R元年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>29,748</td> <td>35,606</td> <td>34,106</td> <td>26,297</td> <td>26,297</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2年度 見込</th> <th>R3年度 見込</th> <th>R4年度 見込</th> <th>R5年度 見込</th> <th>R6年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>26,297</td> <td>26,297</td> <td>26,297</td> <td>26,297</td> <td>26,297</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 適用額の算出根拠は別添3～5のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前回要望時において想定した適用額は21,154百万円であったが、適用額は個々の経営における収益性の変動等にも左右されるため、29年度の実績は34,106百万円であり、想定を上回った。</li> </ul>		H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 見込	R元年度 見込	適用額	29,748	35,606	34,106	26,297	26,297		R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込	R5年度 見込	R6年度 見込	適用額	26,297	26,297	26,297	26,297	26,297												
	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 見込	R元年度 見込																																
適用額	29,748	35,606	34,106	26,297	26,297																																
	R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込	R5年度 見込	R6年度 見込																																
適用額	26,297	26,297	26,297	26,297	26,297																																
③ 減収額	<p>【法人】 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度 実績</th> <th>H28年度 実績</th> <th>H29年度 実績</th> <th>H30年度 見込</th> <th>R元年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>5,822</td> <td>7,141</td> <td>6,743</td> <td>5,073</td> <td>5,073</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2年度 見込</th> <th>R3年度 見込</th> <th>R4年度 見込</th> <th>R5年度 見込</th> <th>R6年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>5,073</td> <td>5,073</td> <td>5,073</td> <td>5,073</td> <td>5,073</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 減収額は法人税、法人住民税及び法人事業税の合計（各税の減収額は別添3～5のとおり）。</p>		H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 見込	R元年度 見込	減収額	5,822	7,141	6,743	5,073	5,073		R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込	R5年度 見込	R6年度 見込	減収額	5,073	5,073	5,073	5,073	5,073												
	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 見込	R元年度 見込																																
減収額	5,822	7,141	6,743	5,073	5,073																																
	R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込	R5年度 見込	R6年度 見込																																
減収額	5,073	5,073	5,073	5,073	5,073																																

	<p>【個人】 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度 実績</th> <th>H28年度 実績</th> <th>H29年度 実績</th> <th>H30年度 見込</th> <th>R元年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>20,625</td> <td>30,991</td> <td>25,078</td> <td>21,444</td> <td>21,444</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2年度 見込</th> <th>R3年度 見込</th> <th>R4年度 見込</th> <th>R5年度 見込</th> <th>R6年度 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>21,444</td> <td>21,444</td> <td>21,444</td> <td>21,444</td> <td>21,444</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 減収額は所得税、個人住民税の合計（各税の減収額は別添6、7のとおり）。</p>		H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 見込	R元年度 見込	減収額	20,625	30,991	25,078	21,444	21,444		R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込	R5年度 見込	R6年度 見込	減収額	21,444	21,444	21,444	21,444	21,444
	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 見込	R元年度 見込																				
減収額	20,625	30,991	25,078	21,444	21,444																				
	R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込	R5年度 見込	R6年度 見込																				
減収額	21,444	21,444	21,444	21,444	21,444																				
④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減収額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与する。</p> <p>しかしながら、前回要望時（平成28年）において平成37年度の目標としていた牛肉生産量52万トンと設定しているが、平成30年度実績は48万トンにとどまった。目標を下回った理由は、肉用子牛生産者の高齢化等の進展により、小規模層を中心に飼養戸数が減少していることもあるが、平成22年の口蹄疫、平成23年の東日本大震災の発生の影響も受けて、肉用牛の生産頭数が減少傾向で推移してきた影響が大きいと考えられる。</p> <p>〔牛肉生産量の推移〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>H37年度 (R7)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛肉（枝肉） 生産量 (単位：万トン)</td> <td>47</td> <td>46</td> <td>47</td> <td>48</td> <td>52 (目標)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農林水産省：食肉流通統計)</p> <p>肉用子牛生産者の高齢化等の進展により、小規模層を中心に飼養戸数が減少していることもあるが、平成22年の口蹄疫、平成23年の東日本大震災の発生の影響も受けて、肉用牛の飼養頭数が減少し、それに伴い一時的に生産量が減少したものの、生産基盤の強化に取り組み繁殖雌牛頭数が平成28年から増加に転じ、牛肉生産量も平成29年度から回復に転じた。このような中、引き続き、本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減収額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなり、これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与する。</p>		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H37年度 (R7)	牛肉（枝肉） 生産量 (単位：万トン)	47	46	47	48	52 (目標)												
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H37年度 (R7)																				
牛肉（枝肉） 生産量 (単位：万トン)	47	46	47	48	52 (目標)																				

[肉用牛農家の1戸当たりの飼養頭数の推移]				
	H27年 実績	H28年 実績	H29年 実績	H30年 実績
1戸当たりの頭数	45.8	47.8	49.9	52.0

(農林水産省：畜産統計)

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》  
 本租特の要望に当たり、肉用牛経営者を対象とした実態調査（有効回答数約1,800件）によれば、特例措置の適用者は非適用者に比べて1戸当たり飼養頭数の対前年比増加率が1.5ポイント程度高くなっており、特例措置の適用者は非適用者に比べて飼養頭数の増加割合が高くなると見込まれる。

[特例措置適用者の1戸当たりの飼養頭数等の推移]			
	H29年 実績	H30年 実績	対前年比
1戸当たりの頭数（個人）	54.4	55.7	102.3%
1戸当たりの牛肉生産量（※1） （個人）（単位：トン）	16.1	16.5	
1戸当たりの頭数（法人）	1090.5	1153.9	105.8%
1戸当たりの牛肉生産量 （法人）（単位：トン）	322.7	341.5	

(食肉鶏卵課：肉用牛売却所得の課税の特例に関する  
実態調査（平成30年）)

[特例措置非適用者（※2）の1戸当たりの飼養頭数等の推移]			
	H29年 実績	H30年 実績	対前年比
1戸当たりの頭数（個人）	15.4	15.5	100.8%
1戸当たりの牛肉生産量 （個人）（単位：トン）	4.5	4.6	
1戸当たりの頭数（法人）	256.6	266.9	104.0%
1戸当たりの牛肉生産量 （法人）（単位：トン）	75.9	79.0	

(食肉鶏卵課：肉用牛売却所得の課税の特例に関する  
実態調査（平成30年）)

(※1) 1戸当たりの牛肉生産量(推計) = (1戸当たりの飼養頭数) × (飼養頭数のうち販売される頭数の割合) × (1戸当たりの平均枝肉重量)  
 ・ 飼養頭数のうち販売される頭数の割合（1戸当たりの平均）  
 : 畜産物生産費統計より、1経営体当たりの平均販売頭数を平均飼養頭数で除して算出  
 ・ 1戸当たりの平均枝肉重量  
 : 食肉流通統計より、年間の取引枝肉重量の合計を頭数で除して算出

	<p>(※2) 特例措置非適用者                      : 実態調査において特例措置を利用しなかった者（赤字経営であった者、総合課税を選択した者等は含まない）</p> <p>飼養戸数が減少する中、飼養頭数の増加を支えているのは各経営体の規模拡大（1戸当たり飼養頭数の増大）であり、目標達成に向けては直近の牛肉生産量の増加基調を維持・向上する必要があり、特例措置の適用者による規模拡大が不可欠と考えられる。</p> <p>特例措置適用者は非適用者に比して、1戸当たりの飼養頭数及び牛肉生産量（推計）が増加し規模拡大は進んでおり、特例措置非適用者との規模の比較でも、個人では約3.5倍、法人では約3.9倍の水準にある。今後も、引き続き本措置を講ずることで、特例措置適用者は非適用者に比して、積極的に規模拡大が図られることとなる。また、特例措置適用者数は2万件程度で推移しており、本特例措置適用者は、国産牛肉の安定供給に貢献している。</p>
⑤ 税収減を是認する理由等	<p>《税収減を是認するような効果の有無》                      （分析対象期間：平成27年度～令和6年度）</p> <p>&lt;経済波及効果の試算&gt;                      平成29年度の法人における推定減収額6,743百万円のうち、実態調査において生産性向上、規模拡大、施設整備に使われた割合（82%）に当たる5,529百万円を、肉用牛生産に投資した場合、経済波及効果は、生産誘発額として、約13,576百万円となる。</p> <p>生産誘発額の内訳                      第1次波及効果                      ・（直接効果）肉用牛部門の生産増加額5,155百万円                      ・（間接効果）飼料・運輸等で8,421百万円</p> <p>減収額の6,743百万円に対し、経済波及効果は13,576百万円と減収額を上回るため、是認できる。</p> <p>※ 経済波及効果の計算方法として、「平成23年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行列係数（100部門）」を使用                      ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2-1参照                      ※ 実態調査は「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査（30年度農林水産省食肉鶏卵課実施）」を使用</p> <p>また、以下のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本税制措置には税収減を是認する効果があると考えている。</p>

【法人】 (単位：百万円)				
	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 見込
減収額	5,822	7,141	6,743	5,073
経済波及効果	11,722	14,379	13,576	10,214
	R元年度 見込	R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込
減収額	5,073	5,073	5,073	5,073
経済波及効果	10,214	10,214	10,214	10,214
	R5年度 見込	R6年度 見込		
減収額	5,073	5,073		
経済波及効果	10,214	10,214		

一方、個人においても同様に試算すると、平成29年度の推定減収額25,078百万円のうち、実態調査において生産性向上、規模拡大、施設整備に使われた割合(88%)に当たる22,069百万円を、肉用牛生産に投資した場合、経済波及効果は、生産誘発額として、約54,187百万円となる。

生産誘発額の内訳  
第1次波及効果  
・(直接効果)肉用牛部門の生産増加額20,574百万円  
・(間接効果)飼料・運輸等で33,613百万円

減収額の25,078百万円に対し、経済波及効果は54,187百万円と減収額を上回るため、是認できる。

※ 経済波及効果の計算方法として、「平成23年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行行列係数(100部門)」を使用  
※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2-2参照  
※ 実態調査は「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査(30年度農林水産省食肉鶏卵課実施)」を使用

また、以下のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本税制措置には税収減を是認する効果があると考えている。

【個人】 (単位：百万円)				
	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 見込
減収額	20,625	30,991	25,078	21,444
経済波及効果	44,565	66,963	54,187	46,335
	R元年度 見込	R2年度 見込	R3年度 見込	R4年度 見込
減収額	21,444	21,444	21,444	21,444
経済波及効果	46,335	46,335	46,335	46,335
	R5年度 見込	R6年度 見込		
減収額	21,444	21,444		
経済波及効果	46,335	46,335		

本特例措置の延長により、将来にわたり牛肉の安定供給に寄与するとともに、関連産業の発展等を通じた地域の雇用と所得の創出に資するため、関連産業を含め多大な経済波及効果があると見込まれる。

11 相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等

本特例措置は、国産牛肉の安定供給を図るための肉用牛生産振興対策の一つとして発足し、我が国の肉用牛生産振興上、重要な役割を果たしてきている。また、離島や山村地域等の条件不利地域等における国土の有効利用と地域振興に寄与している。

これまで本特例措置の適用を受けてきたが、高齢化に伴う離農が進展する中、飼料コストの高止まり、繁殖基盤の脆弱化、さらにはTPP11や日EU・EPAの発効及び日米TAG交渉等の国際化の進展により、最近の肉用牛経営をめぐる状況は極めて不安定な状況にある。また、政府の「農林水産業の輸出力強化戦略」における輸出目標額(2019年目標：250億円)については、2020年以降引き上げが見込まれる状況にあり、さらなる生産基盤の強化が不可欠である。

また、肉用牛経営は相場の変動等を踏まえつつ設備等の投資を臨機応変に行う必要があるが、本特例措置により得られた原資は、個々の経営判断で最適と判断する時期に投資に充てることができるため、経営体質強化に向けた効率的な投資を可能とする。

このため、肉用牛農家の経営の安定を図り、条件不利地域の産業基盤の維持、新たな雇用の創出を促し、輸出を拡大していく上でも本特例措置について、適用期限を延長する必要がある。

他の支援措置や義務付け等との役割分担

肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで3年以上を要するなど飼養期間が長く投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。

そのような中で、肉用子牛生産者補給金制度では、指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、国から補給金を交付している。また、肉用牛肥育経営安定交付金制度では、肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合に差額の一部を補填金と

別添1

	②:	<p>して交付している。いずれの措置も、生産者の収益性が一時的に大きく悪化した際に離農を防ぐためのセーフティーネットとして機能している。</p> <p>一方、本特例措置は、牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受ける肉用牛経営において、前向きな投資による規模拡大等によって経営体質を強化し、国産牛肉の安定的な供給に資するものである。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>肉用牛経営は、畑作物等の耕種経営が困難な離島、山村地域等の条件不利地域を含め、林地や傾斜地における草資源を利用した飼養等により国土の保全・有効活用に資する。また、肉用牛はと畜後の加工・流通など関連産業の裾野が広く地域の雇用創出に貢献し地域経済の活力維持に資するものである。加えて、都道府県及び市町村は、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき、「都道府県における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」又は「市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」を作成し、それらの計画に沿って肉用牛生産の振興を図っており、その実現を図るためにも地方公共団体が本措置に協力することは妥当である。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月（農水 01）

1. 減税見込額積算

H27年度

H27年度の法人税適用件数: 1,417件 ※1 H27年度の所得税適用件数: 21,291件 ※4

・法人税……①	2,100 百万円	※2	・所得税……④	12,884 百万円	※4
・法人住民税……②	1,015 百万円	※3	・個人住民税……⑤	7,741 百万円	※5
・法人事業税……③	2,707 百万円	※3			

※1「平成27年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第193回国会報告)」(財務省)より  
 ※2「平成27年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第193回国会報告)」を基に試算した減収額(実績推定)(財務省)より  
 ※3「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第193回国会報告)」(総務省)より  
 ※4「統計年報」(国税庁)より  
 ※5「統計年報」(国税庁)の総所得金額等額より算出

○減税見込み額

(法人)		
①+②+③	=	5,822 百万円
(個人)		
④+⑤	=	20,625 百万円

2. 適用実績及び適用見込

(法人)

区分(年度)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (見込)	R元 (見込)	R2 (見込)
適用件数	1,417	1,581	1,708	1,288	1,288	1,288
減税見込額(単位:百万円)	5,822	7,141	6,743	5,073	5,073	5,073
区分(年度)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)		
適用件数	1,288	1,288	1,288	1,288		
減税見込額(単位:百万円)	5,073	5,073	5,073	5,073		

(個人)

区分(年度)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (見込)	R元 (見込)	R2 (見込)
適用件数	21,291	23,256	21,282	20,159	20,159	20,159
減税見込額(単位:百万円)	20,625	30,991	25,078	21,444	21,444	21,444
区分(年度)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)		
適用件数	20,159	20,159	20,159	20,159		
減税見込額(単位:百万円)	21,444	21,444	21,444	21,444		

・H28～R6年度の適用件数及び減収見込額の実績又は見込みの算出方法は、別添3～7のとおり。

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠(法人)

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
平成27年度	肉用牛 (4,774)		
平成28年度	肉用牛 (5,856)		
平成29年度	肉用牛 (5,529)		
平成30年度	肉用牛 (4,160)		
令和元年度	肉用牛 (4,160)		
令和2年度	肉用牛 (4,160)		
令和3年度	肉用牛 (4,160)		
令和4年度	肉用牛 (4,160)		
令和5年度	肉用牛 (4,160)		
令和6年度	肉用牛 (4,160)		

## 投入額の考え方

平成30年度に行ったアンケート調査「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査」によれば、免税相当額の活用先は、「生産性向上」、「規模拡大」、「施設整備」が82%であった。平成29年度の減収額6,743百万円の82%に当たる5,529百万円を投入額とした。

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠(個人)

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
平成27年度	肉用牛 (18,150)		
平成28年度	肉用牛 (27,272)		
平成29年度	肉用牛 (22,069)		
平成30年度	肉用牛 (18,871)		
令和元年度	肉用牛 (18,871)		
令和2年度	肉用牛 (18,871)		
令和3年度	肉用牛 (18,871)		
令和4年度	肉用牛 (18,871)		
令和5年度	肉用牛 (18,871)		
令和6年度	肉用牛 (18,871)		

## 投入額の考え方

平成30年度に行ったアンケート調査「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査」によれば、免税相当額の活用先は、「生産性向上」、「規模拡大」、「施設整備」が88%であった。平成29年度の減収額25,078百万円の88%に当たる22,069百万円を投入額とした。

税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	肉用牛の売却による農業所得の特例措置の延長
税目	法人税
根拠法	措法 67 の 3 の 1、68 の 101 の 1

1 適用実績及び適用見込み

	27年度 実績	28年度 実績/見込み	29年度 実績/見込み	30年度 見込み	元年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	3,514	3,625	3,735	3,846	3,956
適用件数 (件)	1,417	1,581	1,708	1,288	1,288
適用額 (千円)	29,748,367	35,605,934	34,106,372	26,296,501	26,296,501
減収額合計 (千円)	2,100,000	2,900,000	2,700,000	1,742,857	1,742,857
1件当たり 減収額(千円)	1,482	1,834	1,581	1,353	1,353
	2年度 見込み	3年度 見込み	4年度 見込み	5年度 見込み	6年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	4,067	4,178	4,288	4,399	4,509
適用件数 (件)	1,288	1,288	1,288	1,288	1,288
適用額 (千円)	26,296,501	26,296,501	26,296,501	26,296,501	26,296,501
減収額合計 (千円)	1,742,857	1,742,857	1,742,857	1,742,857	1,742,857
1件当たり 減収額(千円)	1,353	1,353	1,353	1,353	1,353

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 適用の範囲(27年度)：「平成27年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ② 適用件数(27～29年度)：「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」
- ③ 適用額(27～29年度)：「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」
- ④ 減収額合計(27～29年度)：「租税特別措置の増減収額試算(財務省)」

(2) 適用見込み

- ① 適用の範囲(27を除く各年度)：  
 $(3,514^{*1} - 2,961^{*2}) \div 5 = 110.6$  …1年当たりの増加数  
 1年当たり110.6法人増加する見込みで推計  
 ※1「平成27年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計  
 ※2「平成22年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ② 適用件数(30～6年度)：直近7カ年(23～29年度)の適用件数の平均  
 (23年度：951件、24年度：1,020件、25年度：1,117件、26年度：1,224件)
- ③ 適用額(30～6年度)：直近7カ年(23～29年度)の適用額の平均  
 (23年度：16,786,767千円、24年度：21,448,395千円、25年度：22,942,032千円、26年度：23,437,643千円)
- ④ 減収額合計(30～6年度)：直近7カ年(23～29年度)の減収額の平均  
 (23年度：600,000千円、24年度：1,500,000千円、25年度：1,400,000千円、26年度：1,000,000千円)

※適用額及び減収額は各法人の年ごとの収益性に左右され、その増減の傾向は、適用の範囲又は適用件数の傾向とは一致しないことから、適用額及び減収額については、その実績値の平均を横置きとした。

## 別添4

## 税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	肉用牛の売却による農業所得の特例措置の延長
税目	法人住民税
根拠法	地法 51、措法 67 の 3、68 の 101

## 1 適用実績及び適用見込み

	27年度 実績	28年度 実績/見込み	29年度 実績/見込み	30年度 見込み	元年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	3,514	3,625	3,735	3,846	3,956
適用件数 (件)	1,417	1,581	1,708	1,288	1,288
適用額 (千円)	29,748,367	35,605,934	34,106,372	26,296,501	26,296,501
減収額合計 (千円)	1,014,806	1,089,292	1,029,535	999,586	999,586
1件当たり 減収額(千円)	716	689	603	776	776
	2年度 見込み	3年度 見込み	4年度 見込み	5年度 見込み	6年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	4,067	4,178	4,288	4,399	4,509
適用件数 (件)	1,288	1,288	1,288	1,288	1,288
適用額 (千円)	26,296,501	26,296,501	26,296,501	26,296,501	26,296,501
減収額合計 (千円)	999,586	999,586	999,586	999,586	999,586
1件当たり 減収額(千円)	776	776	776	776	776

## 2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

## (1) 適用実績

- ① 適用の範囲(27年度)：「平成27年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計。
- ② 適用件数(27～29年度)：「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」
- ③ 適用額(27～29年度)：「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」
- ④ 減収額合計(27～29年度)：「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」

## (2) 適用見込み

- ① 適用の範囲(27を除く各年度)：
 

$(3,514^{*1} - 2,961^{*2}) \div 5 = 110.6$  …1年当たりの増加数  
1年当たり110.6法人増加する見込みで推計

※1「平成27年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計

※2「平成22年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ② 適用件数(30～6年度)：直近7カ年(23～29年度)の適用件数の平均  
(23年度：951件、24年度：1,020件、25年度：1,117件、26年度：1,224件)
- ③ 適用額(30～6年度)：直近7カ年(23～29年度)の適用額の平均  
(23年度：16,786,767千円、24年度：21,448,395千円、25年度：22,942,032千円、26年度：23,437,643千円)
- ④ 減収額合計(30～6年度)：直近7カ年(23～29年度)の減収額の平均  
(23年度：871,234千円、24年度：946,196千円、25年度：1,012,088千円、26年度：1,033,952千円)

※適用額及び減収額は各法人の年ごとの収益性に左右され、その増減の傾向は、適用の範囲又は適用件数の傾向とは一致しないことから、適用額及び減収額については、その実績値の平均を横置きとした。

税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	肉用牛の売却による農業所得の特例措置の延長
税目	法人事業税
根拠法	地法 72

1 適用実績及び適用見込み

	27年度 実績	28年度 実績/見込み	29年度 実績/見込み	30年度 見込み	元年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	3,514	3,625	3,735	3,846	3,956
適用件数 (件)	1,417	1,581	1,708	1,288	1,288
適用額 (千円)	29,748,367	35,605,934	34,106,372	26,296,501	26,296,501
減収額合計 (千円)	2,706,931	3,151,527	3,013,318	2,330,539	2,330,539
1件当たり 減収額(千円)	1,910	1,993	1,764	1,809	1,809
	2年度 見込み	3年度 見込み	4年度 見込み	5年度 見込み	6年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	4,067	4,178	4,288	4,399	4,509
適用件数 (件)	1,288	1,288	1,288	1,288	1,288
適用額 (千円)	26,296,501	26,296,501	26,296,501	26,296,501	26,296,501
減収額合計 (千円)	2,330,539	2,330,539	2,330,539	2,330,539	2,330,539
1件当たり 減収額(千円)	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 適用の範囲(27年度)：「平成27年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計。
- ② 適用件数(27～29年度)：「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」
- ③ 適用額(27～29年度)：「租税特別措置の利用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」
- ④ 減収額合計(27～29年度)：「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」

(2) 適用見込み

- ① 適用の範囲(27を除く各年度)：  
 $(3,514^{*1} - 2,961^{*2}) \div 5 = 110.6$  …1年当たりの増加数  
 1年当たり110.6法人増加する見込みで推計  
 ※1「平成27年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計  
 ※2「平成22年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している法人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している法人経営体の合計
- ② 適用件数(30～6年度)：直近7カ年(23～29年度)の適用件数の平均  
 (23年度：951件、24年度：1,020件、25年度：1,117件、26年度：1,224件)
- ③ 適用額(30～6年度)：直近7カ年(23～29年度)の適用額の平均  
 (23年度：16,786,767千円、24年度：21,448,395千円、25年度：22,942,032千円、26年度：23,437,643千円)
- ④ 減収額合計(30～6年度)：直近7カ年(23～29年度)の減収額の平均  
 (23年度：1,463,890千円、24年度：1,904,161千円、25年度：2,013,356千円、26年度：2,060,591千円)

※適用額及び減収額は各法人の年ごとの収益性に左右され、その増減の傾向は、適用の範囲又は適用件数の傾向とは一致しないことから、適用額及び減収額については、その実績値の平均を横置きとした。

## 別添6

## 税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	肉用牛の売却による農業所得の特例措置の延長
税目	所得税
根拠法	措法 25

## 1 適用実績及び適用見込み

	27年度 実績	28年度 実績/見込み	29年度 実績/見込み	30年度 見込み	元年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	65,514	61,336	57,158	52,979	48,801
適用件数 (件)	21,291	23,256	21,282	20,159	20,159
減収額合計 (千円)	12,884,000	20,040,000	15,402,000	15,000,000	15,000,000
1件当たり 減収額(千円)	605	862	724	744	744
	2年度 見込み	3年度 見込み	4年度 見込み	5年度 見込み	6年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	44,623	40,445	36,267	32,088	27,910
適用件数 (件)	20,159	20,159	20,159	20,159	20,159
減収額合計 (千円)	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000
1件当たり 減収額(千円)	744	744	744	744	744

## 2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

## (1) 適用実績

- ① 適用の範囲(27年度)：「平成27年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
- ② 適用件数(27～29年度)：「統計年報(国税庁)」
- ③ 減収額合計(27～29年度)：「統計年報(国税庁)」

## (2) 適用見込み

- ① 適用の範囲(27を除く各年度)：
 
$$(86,405^{*1} - 65,514^{*2}) \div 5 = 4,178.2 \dots 1 \text{年当たりの減少数}$$
 1年当たり4,178.2人減少する見込みで推計  
 ※1「平成22年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計  
 ※2「平成27年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
- ② 適用件数(30～6年度)：直近7カ年(23～29年度)の適用件数の平均  
 (23年度：18,332件、24年度：18,253件、25年度：19,692件、26年度：19,005件)
- ③ 減収額合計(30～6年度)：財務省「法人税関係以外の租税特別措置の増減収見込額(令和元年7月)」

別添 7

税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	肉用牛の売却による農業所得の特例措置の延長
税 目	個人住民税
根拠法	地法附 6

1 適用実績及び適用見込み

	27年度 実績	28年度 実績/見込み	29年度 実績/見込み	30年度 見込み	元年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	65,514	61,336	57,158	52,979	48,801
適用件数 (件)	21,291	23,256	21,282	20,159	20,159
減収額合計 (千円)	7,740,700	10,951,300	9,676,000	6,443,586	6,443,586
1件当たり 減収額(千円)	364	471	455	320	320
	2年度 見込み	3年度 見込み	4年度 見込み	5年度 見込み	6年度 見込み
適用の範囲 (人・法人)	44,623	40,445	36,267	32,088	27,910
適用件数 (件)	20,159	20,159	20,159	20,159	20,159
減収額合計 (千円)	6,443,586	6,443,586	6,443,586	6,443,586	6,443,586
1件当たり 減収額(千円)	320	320	320	320	320

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 適用の範囲(27年度) : 「平成 27 年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
- ② 適用件数(27~29年度) : 「統計年報(国税庁)」
- ③ 減収額合計(27~29年度) :  

$$[\text{総所得金額等額}^{\ast 1}] \times [\text{税率(都道府県、市町村)}^{\ast 2}]$$
  - ※1「統計年報(国税庁)」 ※2 都道府県 4%、市町村 6%

(2) 適用見込み

- ① 適用の範囲(27を除く各年度) :  

$$(86,405^{\ast 1} - 65,514^{\ast 2}) \div 5 = 4,178.2 \dots 1 \text{年当たりの減少数}$$
  - 1年当たり 4,178.2 人減少する見込みで推計
  - ※1「平成 22 年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
  - ※2「平成 27 年農林業センサス(農林水産省)」の肉用牛を販売目的で飼養している個人経営体と乳用牛を販売目的で飼養している個人経営体の合計
- ② 適用件数(30~6年度) : 直近 7 力年(23~29 年度)の適用件数の平均  
 (23 年度 : 18,332 件、24 年度 : 18,253 件、25 年度 : 19,692 件、26 年度 : 19,005 件)
- ③ 減収額合計(30~6年度) : 直近 7 力年(23~29 年度)の減収額の平均  
 (23 年度 : 3,196,400 千円、24 年度 : 3,993,300 千円、25 年度 : 4,575,700 千円、26 年度 : 4,971,700 千円)